

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年3月18日
【事業年度】	第51期(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
【会社名】	株式会社ストリームメディアコーポレーション
【英訳名】	Stream Media Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 金 東佑
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木三丁目2番1号
【電話番号】	03(6809)6118
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部門長 山田 政彦
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木三丁目2番1号
【電話番号】	03(6809)6118
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部門長 山田 政彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第47期	第48期	第49期	第50期	第51期
決算年月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月
売上高 (千円)	-	-	-	4,270,009	5,631,714
経常損失() (千円)	-	-	-	1,206,812	632,541
親会社株主に帰属する 当期純損失() (千円)	-	-	-	1,241,133	286,292
包括利益 (千円)	-	-	-	1,229,839	2,769,625
純資産額 (千円)	-	-	-	6,049,193	9,056,413
総資産額 (千円)	-	-	-	8,997,180	12,215,803
1株当たり純資産額 (円)	-	-	-	49.65	64.74
1株当たり当期純損失 () (円)	-	-	-	22.61	2.47
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	-	-	-	63.6	61.4
自己資本利益率 (%)	-	-	-	21.7	4.3
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	-	-	-	1,228,150	155,687
投資活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	-	-	-	5,023	29,274
財務活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	-	-	-	2,733,837	148,043
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	-	-	-	3,485,149	3,760,656
従業員数 (名)	-	-	-	100	95
[ほか、平均臨時雇用者数]	[-]	[-]	[-]	[3]	[2]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第50期及び第51期における潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 第50期及び第51期における株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4. 第47期から第49期まで連結財務諸表を作成しておりませんので、第47期から第49期までの連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第47期	第48期	第49期	第50期	第51期
決算年月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月
売上高 (千円)	7,769,845	7,058,632	6,113,693	4,240,932	5,563,120
経常利益又は経常損失 () (千円)	308,065	73,014	73,711	1,227,237	581,935
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	289,125	61,348	483,155	1,242,638	29,782
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	4,591,492	4,591,492	4,591,492	5,969,408	6,041,970
発行済株式総数 (株)	16,520,351	16,520,351	16,520,351	115,213,831	115,903,831
純資産額 (千円)	4,627,169	4,681,348	4,248,245	5,958,471	6,165,575
総資産額 (千円)	6,380,466	6,418,649	5,190,755	8,843,502	7,579,477
1株当たり純資産額 (円)	279.29	282.35	253.75	49.59	50.29
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 () (円)	17.51	3.72	29.26	22.64	0.26
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	17.49	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	72.3	72.6	80.7	64.6	76.9
自己資本利益率 (%)	6.5	1.3	10.9	25.1	0.5
株価収益率 (倍)	28.7	50.3	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,387,836	946,825	599,334	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	5,242	687,132	85,385	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	4,368	6,039	5,741	-	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	3,287,735	1,644,304	952,532	-	-
従業員数 (名)	47	53	57	97	79
[ほか、平均臨時雇用者数]	[28]	[26]	[21]	[3]	[2]
株主総利回り (%)	122.4	45.6	68.3	66.1	35.6
(比較指標: JASDAQ INDEX グロース) (%)	(120.0)	(81.8)	(96.9)	(70.5)	(73.7)
最高株価 (円)	945	537	320	544	271
	(76)				
最低株価 (円)	479	158	161	101	137
	(33)				

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第48期における潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 第49期から第51期における潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4. 2017年7月1日付で、普通株式について10株を1株の割合で株式併合を行ったため、第47期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

5. 第47期から第49期の持分法を適用した場合の投資利益につきましては、関連会社がないため記載しておりません。

6. 第50期及び第51期は、連結財務諸表を作成しておりますので、持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー、現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
7. 第49期から第51期における株価収益率については、1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。
8. 1株当たり配当額及び配当性向については、第47期から第51期まで無配のため記載しておりません。
9. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所JASDAQ(グロース)におけるものであります。
10. 当社は、2017年7月1日付で普通株式について10株を1株の割合で株式併合を行っております。第47期の株価については株式併合後の最高株価及び最低株価を記載しており、()にて株式併合前の最高株価及び最低株価を記載しております。
11. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第49期の期首から適用しており、第48期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

当社は、1998年3月30日付で、当社の前身であるミヅホ企画工業株式会社株主から全株式を株式会社デジタルアドベンチャーの事業推進に賛同した者が譲り受け、商号を株式会社デジタルアドベンチャーに変更を行うと同時に役員及び事業目的の変更を行い、当社としての現事業を発足させました。

従いまして、以下の記述は、当社が実質的に事業を開始しました1998年3月30日以降についての記載を行い、当社の前身であるミヅホ企画工業株式会社についての記載は簡略化しております。

年月	沿革
1971年12月	本店を東京都港区に置き、建築企画・設計業務等を事業目的として当社(株式会社デジタルアドベンチャー)の前身であるミヅホ企画工業株式会社を設立(資本金3百万円)。
1977年8月	資本金12百万円に増資。
1986年12月	本店を神奈川県横浜市に移転。
1998年3月	ミヅホ企画工業株式会社株主から全株式を株式会社デジタルアドベンチャーの事業推進賛同者が引き受け、商号を「株式会社デジタルアドベンチャー」に変更するとともに、本店を東京都渋谷区に置き、ソフトウェア・情報処理関連事業等を事業目的として発足。
1998年4月	本店を東京都港区に移転。
1998年4月	デジタルコンテンツ配信事業に関し、大手インターネットプロバイダーと配信契約を締結。
1999年8月	「デジブック」のインターネット上での独占販売権を取得。
1999年9月	デジタルカレンダー特許出願。
2000年2月	日本電気株式会社との間で、同社スターターキットCD-ROMに、デジタルカレンダーのバンドル(注)1が決定。
2000年3月	資本金3億25百万円に増資。
2000年7月	株式を大阪証券取引所(ナスダック・ジャパン・グロース 現東京証券取引所JASDAQ(グロース))に上場。
2000年7月	資本金を5億80百万円に増資。
2000年10月	日本電気株式会社との事業提携により、同社パソコンに当社デジタルカレンダーがプリインストール(注)2されポータル事業に進出。
2003年3月	資本金8億37百万円に増資。
2004年3月	資本金10億35百万円に増資。
2004年9月	資本金16億66百万円に増資。
2005年2月	資本金20億5百万円に増資。
2005年2月	テレネット・ジェイアール株式会社(2008年5月株式会社アイロゴスへ社名変更)を買収。
2005年8月	資本金22億54百万円に増資。
2005年8月	株式会社グローバルアクセス、株式会社ザ・ネット・プラン(2013年7月株式会社日本ブレイスへ社名変更)、株式会社アルジーを買収。
2005年11月	株式会社ドーンエンターテイメントジャパン(2011年3月、株式会社DA Musicへ社名変更)、有限会社ドーンミュージック(2011年3月、株式会社DA Music Publishingへ社名変更)を設立。
2006年1月	資本金41億37百万円に増資。
2007年4月	資本金43億92百万円に増資。
2008年12月	資本金46億65百万円に増資。
2009年2月	ビーオーエフインターナショナル株式会社と合併契約締結。
2009年5月	ビーオーエフインターナショナル株式会社と合併。
2009年8月	資本金39億99百万円に減資。
2009年10月	スカパー！に自社テレビ局D A T V(スカパー！750ch 現プレミアムサービス)を開局し、アニメ「冬のソナタ」の日本初放送。

年月	沿革
2011年5月 及び8月	キム・ヒョンジュン「イタズラなKiss~Playful Kiss」プレミアムトーク&ライブ ~東日本大震災復興支援イベント~」を東京、大阪にて開催。
2011年10月	自社テレビ局DATVにて放送の韓国ドラマ「ドリームハイ」が「スカパー！アワード 2011」にて「スカパー！大賞」及び「スカパー！韓流・華流賞」を受賞。
2011年11月	グループ事業再編により、新たに株式会社キントーンジャパンを設立しグラビア関連のデジタルコンテンツ配信事業を移管し、株式会社アイロゴスヘグラビア以外のデジタルコンテンツ配信事業を移管。
2012年10月	自社テレビ局DATVが、株式会社ジュピターテレコムが運営する国内最大手ケーブルテレビ局「J:COM TV」のオプションチャンネルとして全エリアにて提供開始。
2013年5月	株式会社アイロゴス及び株式会社キントーンジャパンの全株式を売却。
2013年12月	DATV人気番組「シャッフルオーディション シーズン2」スカパー！アワード2013「ココロ動いた番組賞」受賞
2014年1月	株式会社日本ブレイスの全株式を売却。
2014年3月	株式会社アルジーの議決権所有割合の低下により、持分法適用関連会社から除外。
2014年7月	KNTV株式会社の発行済株式総数の10.89%の株式を取得し、持分法適用関連会社を含める。
2016年2月	持分法適用関連会社KNTV株式会社と吸収合併契約締結。
2016年5月	持分法適用関連会社KNTV株式会社と合併。
2016年9月	資本金45億91百万円に増資。 株式会社エスエム・エンタテインメント・ジャパンが資本参加。
2016年10月	「KNTV 20th & DATV 7th Anniversary Live 2016」を横浜アリーナにて開催。
2018年1月	「Kchan!韓流TV」を開局、リニア配信(注)3開始。
2018年7月	株式会社エスエムエンターテインメント(韓国)(SM ENTERTAINMENT Co., Ltd.)の企業グループ「エスエム・エンターテインメントグループ」傘下となる。
2019年1月	商号を「株式会社デジタルアドベンチャー」から「株式会社ストリームメディアコーポレーション」に変更。
2020年5月	株式会社SMEJとの吸収合併契約締結。
2020年8月	株式会社SMEJと合併。本合併に伴い、株式会社SMEJから承継した株式会社エブリシングジャパン及び株式会社Beyond Live Corporationの2社を子会社化。
2020年11月	株式会社NAVERに対して第三者割当を実施。資本金59億69百万円となる。
2021年1月	マッコリー・バンク・リミテッドに対して、第三者割当による行使価額修正条項付新株予約権(第14回~第16回)を発行。第14回新株予約権の権利行使に伴い、資本金59億87百万円となる。
2021年3月	株式会社DA Musicの清算終了。
2021年6月	株式会社DA Music Publishingの清算終了。
2021年7月	第14回新株予約権の権利行使(2021年2月~)に伴い、資本金60億41百万円となる。

(注) 1 「バンドル」とは、アプリケーションなどのソフトウェアがパソコン本体にセットされること、またはパソコンパッケージに同梱されることをいいます。

2 「プリインストール」とは、パソコンの中のソフトに予め入れ込まれてることを意味します。

3 「リニア配信」とは、テレビ放送のようにチャンネルごとの番組を時間軸に沿ってリアルタイムで視聴できる形態のことをいいます。

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（株式会社ストリームメディアコーポレーション）及び連結子会社3社により構成されております。

当社グループの事業別に見た事業内容と位置付けは、以下のとおりであります。

なお、事業区分は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項」に掲げる報告セグメントと同一であります。

（ライツ&メディア事業）

当社は、自社テレビ局KNTVにおいて、CS放送（スカパー！及びスカパー！プレミアムサービス）、CATV並びにIPTVでの有料放送サービス事業を展開しております。KNTVは、韓国地上波の大型ドラマを中心に、ニュース・K-POP・バラエティなどの韓国コンテンツを放送し、テレビCM、プログラムガイドでの紙面広告、並びに自社番組や放送用の日本語字幕を制作し、二次利用を目的として番組著作権所有会社に販売を行っております。韓国芸能事務所、制作会社及びテレビ局等との提携・企画により、韓国ドラマやバラエティ等の放送権、配信権、商品化権等の関連する諸権利を取得し、国内関連企業と提携をし、オールライツでの事業化を行っております。さらに、近年ではプラットフォームをオンラインへと拡大し、オンラインライブをはじめ、各種コンテンツの配信を拡大しております。

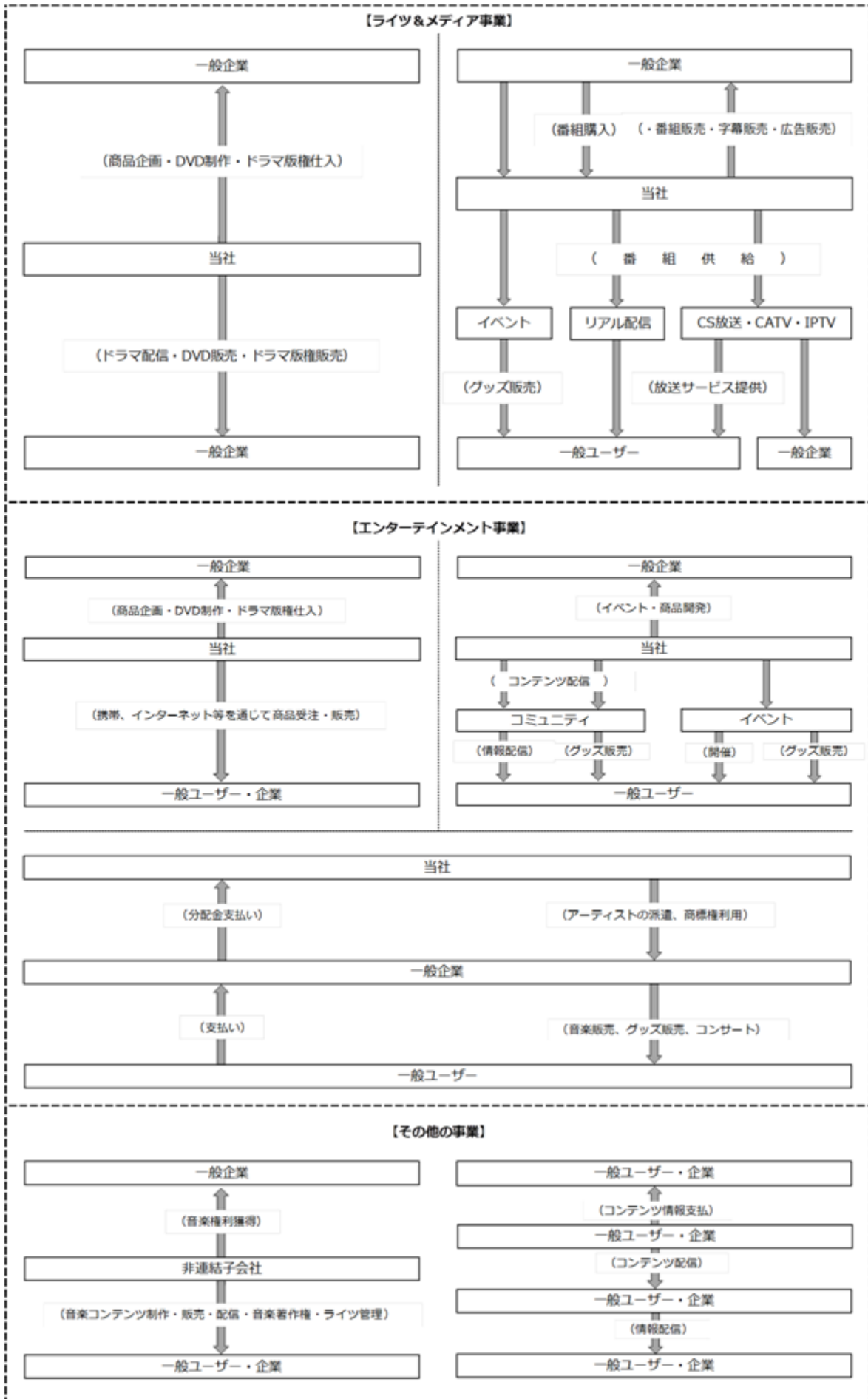
（エンターテインメント事業）

エスエム・エンタテインメント所属アーティストの日本における独占マネジメントを担い、ドームやアリーナでのコンサート開催、音楽活動、グッズ販売、各種メディア出演等の企画運営事業を行っております。また、他社所属の有名韓国アーティストに関しましても、イベント運営、ファンクラブ運営、モバイル配信等、日本活動の支援を行っております。豊富なアーティストラインナップを基盤に、コンサートからCD/DVD、グッズ販売を一気通貫して行うことで、ロイヤリティの高いファンコミュニティを形成し、よりの確にターゲットを絞ったマーケティングが可能となっております。

（その他事業）

カラオケアプリの企画、運営を行っております。

上記を事業系統図に表すと、以下のとおりであります。



4【関係会社の状況】

1.親会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業の内容	議決権の所有 又は被所有 割合(%)	関係内容
株式会社エスエム・エンタテインメント(注)3	大韓民国 ソウル市	百万韓国ウォン 11,872	エンターテインメント事業	被所有 84.8 (84.8)	ロイヤリティの 支払い
株式会社エスエム・エンタテインメント・ジャパン	東京都 港区	50	エンターテインメント事業	被所有 77.6	役員の兼任 4名 コンテンツ等に関するロイヤリティ等

(注)1.「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2.議決権の被所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

3.韓国KOSDAQにおいて株式を上場しております。

2.連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業の内容	議決権の所有 又は被所有 割合(%)	関係内容
株式会社エブリシングジャパン	東京都 港区	85	その他事業	所有 59.5	役員の兼任 3名
株式会社Beyond Live Corporation (注)2、3	東京都 港区	100	ライツ&メディア 事業	所有 37.5 [37.5]	役員の兼任 3名
株式会社Beyond Live Japan (注)4	東京都 港区	10	ライツ&メディア 事業	所有 51.0 (51.0)	役員の兼任 1名

(注)1.「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2.持分は100分の50以下ではありますが、実質的には支配しているため子会社としております。

3.議決権の所有割合の[]内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数となっております。

4.議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)	
ライツ&メディア事業	44	(1)
エンターテインメント事業	34	(-)
報告セグメント計	78	(1)
その他	3	(-)
全社(共通)	14	(1)
合計	95	(2)

(注) 1. 従業員数は就業員数であり、臨時従業員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

2021年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
79 (2)	40.0	7.2	5,074

セグメントの名称	従業員数(名)	
ライツ&メディア事業	31	(1)
エンターテインメント事業	34	(-)
報告セグメント計	65	(1)
その他事業	-	(-)
全社(共通)	14	(1)
合計	79	(2)

(注) 1. 従業員数は就業員数であり、臨時従業員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 平均勤続年数は、当社が吸収合併した会社での勤続年数を通算しております。

3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

当社において、労働組合は結成されておりませんが、労使関係は良好であります。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、韓流ビジネスを主軸としたメディアコンテンツ企業として、人々の生活をより楽しく、より豊かにし、社会貢献することを経営理念としております。そして常に利用者・顧客の視点に立ったサービスに努め、社員をはじめとした構成員の自主性を尊重し、その資質を十分に発揮できる企業文化の育成に努め、社会、株主、取引先、構成員等のステークホルダーに対し中長期的観点に立って利益の還元を行えるよう収益の確保と拡大に努め、企業価値向上を経営の基本方針としております。

(2) 目標とする経営指標

当社グループの事業は、アーティストの活動（コンサートやイベントの開催時期、規模、回数）、大型ドラマ版權の市場価格・流通時期等による事業化の状況、放送事業はドラマ等の番組購入価格や放映時期等より、年度毎の業績変動が大きくなる傾向があります。当社は各事業の収益をプロジェクト単位で管理することで迅速な経営判断を行い、事業により利益率の差はありますが、全体での営業利益、営業利益率などの向上を目標としております。

また、高度の成長が期待される分野への経営資源の投入、効果効率を徹底的に追求した戦略的資源配分を行うことにより、激変する市場環境の中で売上高を伸張させ、利益を確保し続ける強固な企業体質を構築することを目指してまいります。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、2020年8月にエスエム・エンタテインメント・グループ所属アーティストのマネジメントやイベント開催を主な事業とする株式会社SMEJとの吸収合併を機に、総合メディアコンテンツ企業として事業IPと事業ポートフォリオを拡大してまいりました。

今後はアーティストラインナップの拡充と当社の強みでもあるIPコンテンツビジネスの更なる強化を推進し、2022年度は新型コロナウイルス感染症の影響からの回復期、2023年度以降は成長期と捉え、事業並びに利益の拡大を目指してまいります。

(4) 経営環境

今後のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の新たな変異株が確認される等、未だ先行き不透明な状況が続いておりますが、感染対策に万全を期し、経済社会活動を継続していく中で各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気の持ち直しが期待されております。当社グループにおきましても、当面の間は新型コロナウイルス感染症の新たな変異株による影響を受けざるを得ない状況が続くと予想されますが、上半期後半からは徐々に通常のビジネスを再開させ、大型オフラインイベント開催への準備を進めてまいります。国内での韓国コンテンツ需要は今後においても引き続き高い人気を維持し、視聴ニーズの沸騰や版權価格の高騰が予想される中、様々な映像プラットフォームで韓国コンテンツの放送・配信がなされるなど顧客の囲い込み競争が熾烈さを増しております。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループでは、放送事業におきましては、郵送コストのかかる加入者用冊子をWEBサービスへ移行、『KNTV』や『Beyond LIVE』といった新規事業へ人員の配置転換の実施により映像配信サービスと放送サービスのシナジーを強化し、デジタル化を推進する等、引き続き業績回復に向けた収益構造の改善を図ってまいります。ライツ事業におきましては、特に韓国コンテンツの価格高騰や市場供給量の減少により以前に比べて版權の獲得が厳しい状況におかれています。日本で人気の高い俳優が出演する作品や需要の高い時代劇といった作品の権利獲得・販売のみならず、市場は小規模ながらここ近年人気を高めている中国や台湾等の他アジア圏における良質なコンテンツの獲得・販売にも注力してまいります。また、当社の強みである放送事業者への販売網に加え、配信サービスのニーズも高まっていることから、配信サービス事業者への営業を内製化し関係の強化を図り、利益構造の改善を推進してまいります。昨年12月に独自のプラットフォームを 론칭した『Beyond LIVE』におきましては、本年1月1日に開催された『SMTOWN LIVE 2022』を配信し、161カ国から数多くの視聴者を集めました。他のプラットフォームに比べ接続の安定性が高く、多言語字幕も提供したことで全世界からのK-popファンから高評価を得ております。今後もオンラインコンサートならではの特色あるコンテンツを含め、既に昨年12月から開始しているオフラインコンサートの同時配信も回数を増やし、配信を拡大してまいります。エンターテインメント事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を特に大きく受け厳しい状況が続いておりますが、上半期後半からは政府のガイドラインに沿った上で大型オフラインコンサートの開催を予定し、本年5月、NCT127初のドームツアー『NCT127 2ND TOUR NEOCITY JAPAN-THE LINK』を発表する等、段階的な実績回復を進めてまいります。併せて、オフラインコンサートの再開に伴い音楽事業・MD事業も徐々に再開させビジネスの正常化を目指すとともに、オフラインイベントとオンラインイベントの同時開催も行う等、シナジーを発揮させた利益拡大に向け最善を尽くしてまいります。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避や発生した場合の適切な対応に努めてまいります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響について

当社グループは、韓国最大のアーティストホルダーであるエスエム・エンタテインメント・グループ所属のアーティストの日本におけるマネジメントやイベント開催を主な事業とする株式会社SMEJとの吸収合併を機に、ライブやコンサート及びこれらに付随するMD事業等の「エンターテインメント事業」を新たな収益の柱として位置付け事業展開してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う政府や自治体からの要請でライブやコンサート等イベントの中止や延期の判断を行わざるを得ず、当社グループの業績に大きな影響を及ぼしました。今後、感染対策に万全を期し、2022年後半からは徐々に通常のビジネスを再開させ、オフラインでの大型イベント開催の準備を進めてまいります。このようにライブやコンサート等のオフラインイベントは感染症の影響を受けやすい事業であることから、再び感染力の強い新たな変異株の出現や更なる感染拡大が続いた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) アーティストについて

アーティストの活動が休止した場合は、当社グループの業績に影響がある可能性があります。特に当社グループの事業は「韓流コンテンツ」を中心としております。そのため主要な男性アーティストや男性アイドルが兵役のため一定期間芸能活動を休止せざるを得ない、グループでの活動を制限せざるを得ない状況によりファン離れが生じた場合、業績に影響を及ぼす可能性があります。また、ヒットコンテンツの有無により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、アーティストとの契約は期間が限定されており、当該契約が継続されなかった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、アーティスト自身が法令違反や信用失墜行為等のトラブルを起こした場合、当社グループとの間で契約違反となるようなトラブルが生じた場合にはレピュテーションリスクが生じる可能性があります。

(3) アーティストの発掘・育成について

消費者の嗜好や流行の変化等によりアーティストの人気も影響を受けます。当社グループは特定のアーティストに依存することがないよう継続的なアーティストの確保と、様々な活動領域をもつアーティストの拡充を図るため、アーティストを発掘・育成する体制の整備を進めております。しかし、育成には長期に渡る先行投資が不可欠であり、また将来どの程度の収益を当社グループにもたらすかについては予測が困難です。そのため、収益次第では当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 著作権等について

当社グループが配信、放送及び商品化等するコンテンツは、著作権あるいは肖像権等と深く係わっていることから、問題が発生しないよう契約段階から細心の注意を払い、厳重に取扱っております。しかしながら意図せずに第三者に著作権を侵害されたり、また、意図せずに第三者の著作権を侵害してしまう可能性があります。また、海外やインターネット上での権利侵害に対しては、法規制その他の問題から、知的財産権の保護を十分に受けられない可能性があります。そのような事態になった場合、取扱う著作物の著作権者や肖像権者等が損害を被り、当社グループに対して損害賠償や使用差止等の訴訟を起こす可能性があります。万が一、これらの訴訟を起こされた場合には当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 個人情報について

当社グループは、コンテンツ配信、ファンクラブ運営、e-コマースサイトでの物販等を行っているため個人情報を取得しております。提供サービスの信頼性を確保すべく、個人情報の外部への漏洩や、不適切な利用等防止のため、個人情報管理を事業運営上の最重要事項と捉えており、個人情報の取得・利用・管理・廃棄等に関して管理者を定め、またシステムセキュリティを強化する等、情報管理の強化に努めております。しかしながら、不測の事態により万が一情報漏洩等の事故が発生した場合には、当社グループの社会的信用力は失墜し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 海外取引増加について

当社グループは、ドラマ等映像作品をはじめとした事業の収益源であるコンテンツを主に韓国から調達しており、取引増加にともなう為替リスクが高まっていること、また著作権に関する法的規制、税法上の問題、並びに涉外上の法的事項について最大の留意をする必要性があります。これらのリスクに加え、国際関係等による影響により当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 映像作品の買付・製作について

当社グループは、ドラマ等映像作品買付・製作のための投資については、大型案件に関しては原則として共同事業体方式を採っており、当社が幹事会社として出資を募る場合と、他社へ出資参加する場合があります。買付・製作した映像作品は、テレビ放映権、ビデオグラム化権、商品化権、イベント開催等、作品に係るより多くの権利を得ることで投資回収率を高めるよう努めております。また、過剰な先行投資がリスクであると認識し、投資残高に一定金額の制限を設けております。しかしながら、個々の作品の視聴率や投資から回収までの期間が長期化することなどによる収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合等には、損失が生じる可能性があります。また市場環境の変化による商品販売数の低迷などによる損失リスクもあります。また、韓流ブームが世界規模での拡大を見せる中、韓国コンテンツの価格高騰や市場供給量の減少により、以前にも増して著作権の獲得が困難な状況におかれています。そのため当社グループは、市場は小規模ながら近年人気を高めている中国や台湾等の他アジア圏における良質なコンテンツの獲得や販売にも注力しておりますが、今後も人気の高い韓国コンテンツが獲得できない状況が続いた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 個々の作品やイベント等による業績変動について

大型イベントの開催は短期間で営業収入を急増させますが、開催時期が不定期であるため四半期毎や連結会計年度での業績変動が大きくなる可能性があります。また、インターネットを使った有料動画配信サービス市場（OTT市場）の急拡大に伴いDVD・BD市場は縮小の一途を辿っていることから、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 放送事業について

当社グループは、CS放送、CATV、IPTVにより有料放送サービスを提供しております。有料放送市場が成熟し成長ペースが減速する場合、放送サービスの加入者減少が懸念され、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。当社グループは、有料放送市場において競合チャンネルとの差別化を図り事業を展開しております。しかしながら、地上波放送、BS放送、CS放送、CATV、IPTVに加え、インターネットを使った動画配信サービスが次々と誕生している中、番組コンテンツの獲得や加入者の獲得での競争は年々激しくなっていることから、加入者数が想定に届かない場合等には当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

以上に記載いたしました影響を与える事項について、当社グループが対応できなかった場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。なお、文中における将来に関する事項は本有価証券報告書の提出日現在において判断したものであります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、度重なる「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」の発令による人流抑制策および経済活動の制限等により、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、厳しい状況が続きました。幸いワクチン接種の普及や感染予防の意識向上により、当期後半より新規感染者数が減少に転じ、経済活動の正常化に向け、一部厳しさは残るものの総じて持ち直しの動きが見られました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の新たな変異株が確認されたことによる第6波への警戒感と感染急拡大への危機感から再び経済活動などが停滞する可能性が懸念され、依然として先行き不透明な厳しい状況が続いております。

このような経営環境の中、当社におきましては、新型コロナウイルス感染症による業績への影響を最小限に止める対策として、モバイルへのプラットフォーム拡張や事業効率性の見直し等を行ってまいりました。

放送事業におきましては、継続的に赤字であった『Kchan!韓流TV』、『DATV』を閉局、『KNTV』への経営資源一本化を図り、更なるプレミアム化を進めました。10月からはモバイルデバイスからも視聴可能なサービス『KNTV+』を 론칭し、放送事業のデジタルシフトを促進いたしました。

また、オンラインイベント配信サービス『Beyond LIVE』も自社プラットフォームによる配信の準備を整え、12月に独自アプリを 론칭いたしました。この結果、これまで他社サービスを利用していたため大部分を委託費用として計上していたプラットフォーム利用手数料が当社の収益として計上するべく、利益構造の改善を推進いたしました。配信するイベントの種類に関しましても、オンライン専用ライブのみならずファンクラブミーティングのようなプレミアムイベントも配信した他、韓国でのオフラインコンサート再開に伴いライブ会場のみならず『Beyond LIVE』上での同時生配信も行うなど、サービスの幅を広げております。

このような状況により、日本国内を主なリージョンとしていた当社事業エリアは本格的に世界中のK-popファンを対象としたビジネス展開が可能となり、視聴収益の拡大が望める配信体制へと強化・移行いたしました。

しかしながら、当期後半には新型コロナウイルス感染症の影響も軽微なものとなり状況も改善される想定の下、当社事業の中核を担っているオフラインコンサート事業の再開を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の新たな変異株の発生が相次ぎ、前期に引き続き一度もオフラインコンサートを開催することができませんでした。また、それに付随するMD事業も滞るなど、非常に厳しい状況が続いた結果、営業損失が発生いたしました。

この結果、当連結会計年度における売上高は5,631百万円（前期比31.9%増）、営業損失は648百万円（前期は1,200百万円の営業損失）、経常損失は632百万円（前期は1,206百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は286百万円（前期は1,241百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。なお、当社が委託を請け負っておりましたエスエム・エンタテインメント所属アーティストのファンクラブサイトシステムの移管に伴う契約解約益等を特別利益に計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純損失は改善いたしました。

個別業績につきましては、売上高は5,563百万円（前期比31.2%増）、営業損失は608百万円（前期は1,212百万円の営業損失）、経常損失は581百万円（前期は1,227百万円の経常損失）当期純損失は29百万円（前期は1,242百万円の当期純損失）となりました。なお、当社連結子会社である株式会社エブリシングジャパンに対する債務超過解消による貸倒引当金戻入額380百万円等を個別業績では特別利益に計上したことにより、当期純損失は改善いたしました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

(ライツ&メディア事業)

放送事業では継続的に赤字であった『Kchan!韓流TV』（3月）と『DATV』（5月）を閉局し、全てのリソースを『KNTV』へ集中させ経営資源の一本化を図り、収益構造の改善を行いました。また、キラーコンテンツの放送、時流をおさえた独自の特別編成を行う等のプレミアム化を推進し、チャンネルの競争優位性を高めつつ近年のコンテンツ視聴スタイルの多様化に対応すべく、10月には『KNTV+』を 론칭し、モバイルデバイス等からの視聴も可能となりました。また、チャンネルのプレミアム化と配信サービスの開始により、新規加入者獲得を含め『KNTV』のロイヤリティ向上や解約防止に繋がりました。

ライツ事業では、全世界的に韓国コンテンツが人気を博し脚光を浴びる機会が増加、国内でも高いニーズを維持しており、当期におきましては、パク・ソジュン出演のバラエティ『ユンステイ』やソン・スンホン主演のドラマ『ボイス4（原題）』等人気俳優が出演する作品を獲得いたしました。なお、当事業では『KNTV』での放送をはじめ、地上波・BS・CSへの放送権販売やVOD権の販売を行った一方、DVD市場が縮小傾向にあることから、主な収益源の一つであるDVD権の販売が影響を受けました。

オンラインイベント配信サービス『Beyond LIVE』では、前期は計14回のイベントを配信いたしました。当期は東方神起やNCT等の当社グループ所属アーティストを始め、TWICE、DAY6等のJYPエンターテインメントに所属する人気アーティストが多数出演し、計19回のコンサートやイベントを配信いたしました。また、ライブコンサートのみならずファンクラブイベントやオフラインコンサートの生中継配信も積極的に行った結果、配信公演数も昨年度に比べ増加し、多様性のある高い集客力を持ったプラットフォームへと成長しております。

この結果、売上高は3,498百万円（前期比8.3%増）、セグメント利益は40百万円（前期は194百万円のセグメント損失）となりました。

(エンターテインメント事業)

音楽事業では、当期に5タイトルを発売いたしました。BAEKHYUN(EXO)のファーストミニアルバム『BAEKHYUN』はビルボードジャパンやiTunes21カ国でチャート1位、NCT127のミニアルバム『LOVEHOLIC』は日本レコード協会“ゴールドディスク”に認定され、オリコンをはじめとする各種チャートで同じく1位、SHINeeの日本オリジナルミニアルバム『SUPERSTAR』もオリコン1位、CHANGMIN(東方神起)のミニアルバム『Human』はオリコン2位を獲得する等、好調を維持してまいりました。

コンサート事業では、東方神起、SUPER JUNIOR、SHINeeなど計5回のオンラインファンミーティングを主催し、アーティストの入国や国内活動が制限される中においてもサービス提供が可能な体制を構築し、事業展開を推進してまいりました。

しかしながら、先述のとおり新型コロナウイルス感染症の長期化は業績に与える影響は大きく、また株式会社SMEJとの合併により引き継がれた株式報酬費用等を計上するなど、非常に厳しい状況が続きました。

この結果、売上高は2,124百万円(前期比104.8%増)、セグメント損失は161百万円(前期は307百万円のセグメント損失)となりました。

(その他事業)

その他事業では、売上高は8百万円(前期比679.6%増)、セグメント損益は35百万円(前期は13百万円のセグメント損失)となりました。

また、当連結会計年度末における総資産は12,215百万円となり、前連結会計年度末に比べ3,218百万円増加いたしました。流動資産は7,108百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,693百万円減少いたしました。固定資産は5,107百万円となり、前連結会計年度末に比べ4,911百万円増加いたしました。

当連結会計年度末の負債は3,159百万円となり、前連結会計年度末に比べ211百万円増加いたしました。流動負債は1,596百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,334百万円減少いたしました。固定負債は1,562百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,546百万円増加いたしました。

当連結会計年度末の純資産は9,056百万円となり、前連結会計年度末に比べ3,007百万円増加いたしました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ275百万円増加し、3,760百万円となりました。当連結会計年度末における各キャッシュ・フローの状況と主な要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は、155百万円(前期は1,228百万円の使用)となりました。

収入の主な内訳は、売上債権の減少額1,258百万円、たな卸資産の減少額594百万円等によるものであり、支出の主な内訳は、仕入債務の減少額1,660百万円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、29百万円(前期は5百万円の使用)となりました。

収入の内訳は、敷金及び保証金の回収による収入109百万円、貸付金の回収による収入28百万円によるものであり、支出の主な内訳は、無形固定資産の取得による支出159百万円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は、148百万円(前期比94.6%減)となりました。

収入の内訳は、株式の発行による収入139百万円によるものであり、支出の内訳は、リース債務の返済5百万円によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループは、ライツ&メディア事業として、ドラマ等著作権事業、放送事業、オンライン配信事業、及びエンターテインメント事業として、マネジメント事業、音楽制作事業、イベント事業、ファンクラブ運営事業、D事業を主体とする会社であり、生産能力を測定することが困難なため、生産能力の記載は行っていません。

b. 受注実績

当社グループは受注生産を行っていないため、受注実績の記載はしていません。

c. 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	前年同期比 (%)
ライツ&メディア事業 (千円)	3,498,416	8.3
エンターテインメント事業 (千円)	2,124,551	104.8
報告セグメント計 (千円)	5,622,967	31.7
その他事業 (千円)	8,747	679.6
合計 (千円)	5,631,714	31.9

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)		当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
エイベックス・エンタテインメント株式会社 (注) 2	-	-	883,968	15.70
株式会社スカパー・エンターテイメント	817,280	19.14	604,363	10.73
株式会社ジュピターテレコム (注) 3	468,127	10.96	-	-

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 前連結会計年度では10%未満のため記載を省略しております。

3. 当連結会計年度では10%未満のため記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当連結会計年度末における総資産は12,215百万円となり、前連結会計年度末に比べ3,218百万円増加いたしました。流動資産は7,108百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,693百万円減少いたしました。その主な要因は、売掛金が1,258百万円減少、コンテンツ事業権が659百万円減少したことによるものであります。また、固定資産は5,107百万円となり、前連結会計年度末に比べ4,911百万円増加いたしました。その主な要因は、投資有価証券が4,778百万円増加したことによるものであります。

当連結会計年度末の負債は3,159百万円となり、前連結会計年度末に比べ211百万円増加いたしました。流動負債は1,596百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,334百万円減少いたしました。その主な要因は、買掛金が1,660百万円減少したことによるものであります。また、固定負債は1,562百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,546百万円増加いたしました。その主な要因は、繰延税金負債が1,550百万円増加したことによるものであります。

当連結会計年度末の純資産は9,056百万円となり、前連結会計年度末に比べ3,007百万円増加いたしました。その主な要因は、資本金が72百万円増加、資本剰余金が72百万円増加、新株予約権が92百万円増加、その他有価証券評価差額金が1,923百万円及び非支配株主持分が1,132百万円、また親会社株主に帰属する当期純損失286百万円により減少したものであります。

以上の結果、自己資本比率は前連結会計年度の63.6%から61.4%に減少しましたが、1株当たり純資産は49円65銭から64円74銭と増加しております。また、流動比率、当座比率についても一定の水準を満たしており、当社グループの健全な財務の安定性を維持していると認識しております。

また、当連結会計年度における売上高は5,631百万円（前期比31.9%増）、営業損失は648百万円（前期は1,200百万円の営業損失）、経常損失は632百万円（前期は1,206百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は286百万円（前期は1,241百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。なお、当社が委託を請け負っておりましたエスエム・エンタテインメント所属アーティストのファンクラブサイトシステムの移管に伴う契約解約益等を特別利益に計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純損失は改善しております。

経営成績の状況とそれらの要因につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりであります。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

a. キャッシュ・フロー

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

b. 資金需要

当社グループの事業活動における資金需要は、営業活動については、放送事業での番組、著作権事業でのコンテンツ事業権等のたな卸資産の購入及び製造費、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。投資活動については、事業伸長、生産性向上等への設備投資への取得等であります。

c. 財務政策

当社グループは、事業活動の維持拡大に必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。営業活動及び投資活動とも内部資金を財源として行うことを基本としておりますが、財務状況により機動的な資金の調達先として銀行借入を選択する場合もあります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。また、下記の重要な会計方針が連結財務諸表の作成に当たって使用される重要な見積り及び判断に大きな影響を及ぼすと考えております。当社グループの経営陣は、連結財務諸表等の作成に際し、決算日における資産・負債の報告数値及び偶発債務の開示並びに事業年度における収入・費用の報告数値に影響を与える見積り及び判断を行わなければなりません。しかしながら、当社グループの経営陣は、過去の実績、現在の経済環境、その他の様々な要因に基づいて見積り及び判断を行っているため、実際の業績とは大きく異なる可能性があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）」に記載のとおりであります。

経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループの事業は、ライツ&メディア事業は大型ドラマ版權の市場価格・流通時期等による事業化の状況、ドラマ等の番組購入価格や放映時期の状況、エンターテインメント事業はアーティストの活動等により、年度毎の業績変動が大きくなる傾向があります。当社は各事業の収益をプロジェクト単位で管理することで迅速な経営判断を行い、事業により利益率の差はありますが、全体での営業利益、営業利益率などの向上を目標としております。

当社グループは、衛星放送契約者数の減少傾向が続くことによる視聴料収入の伸び悩みや大型案件の終了に伴うファンクラブ事業収入への影響等、厳しい経営環境の中において、既存事業の業績改善に積極的に取り組むとともに、一部業務の内製化による費用削減を進め、今後の成長に向けた専門の人材の採用やコンテンツ開発等の先行投資も行っております。今後は各事業の継続的且つ安定的な収益確保に加え、アーティストとメディアとの連携による付加価値の創出、SMエンターテインメントグループとの連携強化等により、継続的な増収増益を目指してまいります。

次期の各事業部門見通しについては次のとおりであります。

(ライツ&メディア事業)

ライツ&メディア事業におきましては、郵送コストのかかる加入者用冊子をWEBサービスへ移行、KNTV+』や『Beyond LIVE』といった新規事業へ人員の配置転換の実施により映像配信サービスと放送サービスのシナジーを強化し、デジタル化を推進する等、引き続き業績回復に向けた収益構造の改善を図ってまいります。

ライツ事業におきましては、特に韓国コンテンツの価格高騰や市場供給量の減少により以前に比べて版權の獲得が厳しい状況におかれています。日本で人気の高い俳優が出演する作品や需要の高い時代劇といった作品の権利獲得・販売のみならず、市場は小規模ながらここ近年人気を高めている中国や台湾等の他アジア圏における良質なコンテンツの獲得・販売にも注力してまいります。また、当社の強みである放送事業者への販売網に加え、配信サービスのニーズも高まっていることから、配信サービス事業者への営業を内製化し関係の強化を図り、利益構造の改善を推進してまいります。

12月に独自のプラットフォームをローンチングした『Beyond LIVE』におきましては、2022年1月1日に開催された『SMTOWN LIVE 2022』を配信し、161カ国から数多くの視聴者を集めました。他のプラットフォームに比べ接続の安定性が高く、多言語字幕も提供したことで全世界のK-popファンから高評価を得ております。

今後もオンラインコンサートならではの特色あるコンテンツを含め、既に12月から開始しているオフラインコンサートの同時配信も回数を増やし、配信を拡大してまいります。

(エンターテインメント事業)

エンターテインメント事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を特に大きく受け厳しい状況が続いておりますが、上半期後半からは政府のガイドラインに沿った上での大型オフラインコンサートの開催を予定し、2022年5月、NCT127初のドームツアー『NCT127 2NDTOUR 'NEO CITY: JAPAN-THE LINK』を発表する等、段階的な実績回復を進めてまいります。併せて、オフラインコンサートの再開に伴い音楽事業・MD事業も徐々に再開させビジネスの正常化を目指すとともに、オフラインイベントとオンラインイベントの同時開催も行う等、シナジーを発揮させた利益拡大に向け最善を尽くしてまいります。

4【経営上の重要な契約等】

当社は、2020年12月22日開催の取締役会において、行使価額修正条項付第14回～第16回新株予約権の発行、及び金融商品取引法による届出の効力発生を条件として、割当予定先との間で新株予約権買取契約（第15回及び第16回新株予約権についてはターゲット・イシュー・プログラム「TIP」）を締結することを決議し、当社（発行会社）と割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッド（買取人）との間で2021年1月7日に当該新株予約権買取契約を締結しております。

なお、当社は、2022年2月10日開催の取締役会において、当社が2021年1月7日にマッコーリー・バンク・リミテッドを割当先として第三者割当により発行した行使価額修正条項付第14回～第16回新株予約権につきましては、2022年3月8日において、残存する当該新株予約権の全部を取得するとともに、取得後直ちに消却することを決議いたしました。

詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（重要な後発事象）」に記載しております。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループは、商用システム開発を中心に187百万円の設備投資を実施しました。

ライツ&メディア事業においては、主にKNTVのリニア配信サービス「KNTV+」及びオンラインイベント配信サービス「Beyond LIVE」等のシステム開発に172百万円の設備投資を実施しました。

エンターテインメント事業においては、ネットワーク機材用システム開発等に15百万円の設備投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は以下のとおりであります。

(1) 提出会社

2021年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
			建物	ソフトウェア	その他	合計	
本社 (東京都港区)	ライツ&メディア 事業	営業、制作、 業務施設	-	77,174	9,626	86,800	31 (1)
本社 (東京都港区)	エンターテインメント 事業	営業、制作、 業務施設	-	41,875	2,327	44,202	34 (-)
本社 (東京都港区)		本社設備	1,990	3,070	9,801	14,861	14 (1)

(2) 国内子会社

2021年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
				建物	ソフトウェア	その他	合計	
株式会社 Beyond Live Corporation	本社 (東京都港区)	ライツ&メディア 事業	業務施設	-	86,944	5,884	92,828	13 (-)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、車両運搬具、リース資産、土地及び無形固定資産のその他であります。

なお、金額には消費税等を含めておりません。

2. 従業員数の()は、臨時従業員数であり、外書で記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループは、期末時点ではその設備の新設・拡充の計画を個々のプロジェクトごとに決定しておりません。そのため、セグメントごとの数値を開示する方法によっております。

当連結会計年度後1年間の設備投資計画(新設・拡充)は、168,361千円であり、セグメントごとの内訳は次のとおりであります。

セグメントの名称	2022年12月末計画金額 (千円)	設備等の主な内容・目的	資金調達方法
ライツ&メディア事業	168,361	オンラインイベント配信サービスのシステム開発	自己資金
エンターテインメント事業	-	-	-
その他事業	-	-	-
合計	168,361		

(注) 金額には消費税等を含めておりません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2021年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2022年3月18日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	115,903,831	115,903,831	東京証券取引所 JASDAQ (グロース)	単元株式数 100株
計	115,903,831	115,903,831		

(注) 提出日現在発行数には、2022年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの間に、新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

ストリームメディアコーポレーション第12回新株予約権

決議年月日	2018年10月31日開催の臨時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 6 当社従業員 11
新株予約権の数(個)	6,310
新株予約権の目的となる株式の種類及び数(株)	普通株式 631,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	296
新株予約権の行使期間	自 2020年11月16日 至 2028年11月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 296 資本組入額 148
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。)の取締役、監査役又は使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者及びその権利承継者は新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することができない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2021年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権 1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使の条件

その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に別途定めるものとする。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、上記(注)1. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記(注)2. に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

当社は、新株予約権の行使期間到来前に株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値が、5取引日連続で行使価額に50%を乗じた価額(1円未満の端数は切り上げる。)を下回った場合、無償で新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)2. の定めにより本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

ストリームメディアコーポレーション第13回新株予約権

決議年月日	2020年7月21日開催の臨時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 4 当社従業員 5 当社子会社取締役 1
新株予約権の数(個)	11,700,000
新株予約権の目的となる株式の種類及び数(株)	当社普通株式 11,700,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	296
新株予約権の行使期間	自 2021年5月1日 至 2025年4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 296 資本組入額 148
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。)の取締役、監査役又は使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2021年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式1とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使の条件

その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に別途定めるものとする。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

- (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5)新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の行使期間の末日までとする。
- (6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7)譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8)その他新株予約権の行使の条件
上記(注)2.に準じて決定する。
- (9)新株予約権の取得事由及び条件
新株予約権者が権利行使をする前に上記(注)2.の規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (10)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権（行使価額修正条項付）は、次のとおりであります。

株式会社ストリームメディアコーポレーション第14回新株予約権（行使価額修正条項付）	
決議年月日	2020年12月22日
新株予約権の数（個）	140,000 [133,100]
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	14,000,000 [13,310,000]
新株予約権の行使時の払込金額（円）	当初行使価額 1株当たり 297円
新株予約権の割当先	マッコーリー・バンク・リミテッド（第三者割当の方法による。）
新株予約権の行使期間	自2021年1月8日至2024年1月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 297円 資本組入額 149円
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

当連結会計年度の末日（2021年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2022年2月28日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容 [] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

なお、当社が2021年1月7日に発行いたしました行使価額修正条項付第14回新株予約権につきましては、現在においても当社普通株式の価格が下限行使価額を下回る状況が続いており、当初予定していた調達金額に満たないことやその行使状況に鑑み、本新株予約権による資金調達を中止することといたしました。本件につきましては、2022年2月10日開催の取締役会において第14回新株予約権の残存する全部を取得し、取得後直ちに消却することを決議し、2022年3月8日に本新株予約権の全部を取得及び消却いたしました。

1. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式14,000,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株）とする。但し、下記第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。
- (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割等の比率}$$

- (3) 当社が第5項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} + \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第5項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

- (5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第5項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

２．本新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たり金91円

３．本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初297円とする。但し、行使価額は第 4 項に定める修正及び第 5 項に定める調整を受ける。

４．行使価額の修正

- (1) 第 4 項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（円位未満小数第 3 位まで算出し、小数第 3 位の端数を切り上げた金額）に修正される。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。

「修正日」とは、各行使価額の修正につき、第 6 項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。

- (2) 行使価額は207円（但し、第 5 項による調整を受ける。）（以下「下限行使価額」という。）を下回らないものとする。上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。下限行使価額は、新株予約権者全員との合意により変更することができる。

５．行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、類似する別途の調整方法に従うとの本新株予約権者と別途の合意がない限り、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（ただし、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号乃至の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号乃至にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{[\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}] \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

6. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合又は当社代表取締役が決定した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第27条の規定に従って15取引日前までに通知をしたうえで、当社取締役会又は代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(2) 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることにつき株主総会で承認決議した場合又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止が決定された場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(3) 当社は、本新株予約権を行使することができる期間の末日（休業日である場合には、その直前営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

7. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

8．本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、本新株予約権を行使することができる期間中に行使請求受付場所に対し、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求は、行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日時に効力が発生する。

9．新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

10．本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を第2項に記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第3項に記載のとおりとした。

株式会社ストリームメディアコーポレーション第15回新株予約権（行使価額修正条項付）	
決議年月日	2020年12月22日
新株予約権の数（個）	30,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	3,000,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	当初行使価額 1株当たり 650円
新株予約権の割当先	マッコーリー・バンク・リミテッド（第三者割当の方法による。）
新株予約権の行使期間	自2021年1月8日至2024年1月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 650円 資本組入額 325円
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

当連結会計年度の末日（2021年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2022年2月28日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

なお、当社が2021年1月7日に発行いたしました行使価額修正条項付第15回新株予約権につきましては、現在においても当社普通株式の価格が下限行使価額を下回る状況が続いており、当初予定していた調達金額に満たないことやその行使状況に鑑み、本新株予約権による資金調達を中止することといたしました。本件につきましては、2022年2月10日開催の取締役会において第15回新株予約権の残存する全部を取得し、取得後直ちに消却することを決議し、2022年3月8日に本新株予約権の全部を取得及び消却いたしました。

1. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式14,000,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株）とする。但し、下記第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

(2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割等の比率}$$

(3) 当社が第5項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第5項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第5項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

2. 本新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり金35円

3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初650円とする。但し、行使価額は第4項に定める修正及び第5項に定める調整を受ける。

4. 行使価額の修正

- (1) 本第4項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額）に修正される。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらないものとする。

「修正日」とは、各行使価額の修正につき、第6項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。

- (2) 行使価額は207円（但し、第5項による調整を受ける。）（以下「下限行使価額」という。）を下回らないものとする。上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。下限行使価額は、新株予約権者全員との合意により変更することができる。

5. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、類似する別途の調整方法に従うとの本新株予約権者と別途の合意がない限り、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。

下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（ただし、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号乃至の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号乃至にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{[\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}] \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

6. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合又は当社代表取締役が決定した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第27条の規定に従って15取引日前までに通知をしたうえで、当社取締役会又は代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(2) 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることにつき株主総会で承認決議した場合又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止が決定された場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(3) 当社は、本新株予約権を行使することができる期間の末日（休業日である場合には、その直前営業日とする。）に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

7．本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

8．本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に行使請求受付場所に対し、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求は、行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日時に効力が発生する。

9．新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

10．本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を第 2 項に記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 3 項に記載のとおりとした。

株式会社ストリームメディアコーポレーション第16回新株予約権（行使価額修正条項付）	
決議年月日	2020年12月22日
新株予約権の数（個）	9,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	900,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	当初行使価額 1株当たり 1,200円
新株予約権の割当先	マッコーリー・バンク・リミテッド（第三者割当の方法による。）
新株予約権の行使期間	自2021年1月8日至2024年1月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,200円 資本組入額 600円
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

当連結会計年度の末日（2021年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2022年2月28日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

なお、当社が2021年1月7日に発行いたしました行使価額修正条項付第16回新株予約権につきましては、現在においても当社普通株式の価格が下限行使価額を下回る状況が続いており、当初予定していた調達金額に満たないことやその行使状況に鑑み、本新株予約権による資金調達を中止することといたしました。本件につきましては、2022年2月10日開催の取締役会において第16回新株予約権の残存する全部を取得し、取得後直ちに消却することを決議し、2022年3月8日に本新株予約権の全部を取得及び消却いたしました。

1. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式14,000,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株）とする。但し、下記第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。
- (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割等の比率}$$

- (3) 当社が第5項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第5項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第5項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

2. 本新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり金29円

3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初297円とする。但し、行使価額は第4項に定める修正及び第5項に定める調整を受ける。

4. 行使価額の修正

(1) 本第4項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額）に修正される。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらないものとする。

「修正日」とは、各行使価額の修正につき、第6項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。

(2) 行使価額は207円（但し、第5項による調整を受ける。）（以下「下限行使価額」という。）を下回らないものとする。上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。下限行使価額は、新株予約権者全員との合意により変更することができる。

5. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、類似する別途の調整方法に従うとの本新株予約権者と別途の合意がない限り、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。

下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（ただし、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号乃至の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号乃至にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{[\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}] \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

6. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合又は当社代表取締役が決定した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第27条の規定に従って15取引日前までに通知をしたうえで、当社取締役会又は代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(2) 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることにつき株主総会で承認決議した場合又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止が決定された場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(3) 当社は、本新株予約権を行使することができる期間の末日（休業日である場合には、その直前営業日とする。）に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

7. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

8. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、本新株予約権を行使することができる期間中に行使請求受付場所に対し、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求は、行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日時に効力が発生する。

9. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

10. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を第 2 項に記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 3 項に記載のとおりとした。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第 4 四半期会計期間 (2021年10月1日から 2021年12月31日まで)	第51期 (2021年1月1日から 2021年12月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	-	6,900
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	690,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	209.4
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	-	144,495
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	6,900
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	690,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	209.4
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	-	144,495

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2017年7月1日(注)1	148,683,162	16,520,351	-	4,591,492	-	592,000
2020年8月1日(注)2	90,000,000	106,520,351	-	4,591,492	-	-
2020年11月30日(注)3	8,693,480	115,213,831	1,377,916	5,969,408	1,377,916	1,969,916
2021年1月1日~ 2021年12月31日(注)4	690,000	115,903,831	72,561	6,041,970	72,561	2,042,478

(注)1 2017年3月24日開催の第46回定時株主総会決議により、2017年7月1日付で当社普通株式10株を1株に株式併合しております。これにより、発行済株式総数は148,683,162株減少しております。

2 2020年8月1日を効力発生日とする吸収合併(1:90)の実施にあたり、吸収合併消滅会社である株式会社SMEJの株主に対して90,000,000株を交付しております。これにより、発行済株式総数が増加いたしました。

3 有償第三者割当

発行価格 317円

資本組入額 158.5円

割当先 ㈱NAVER Corporation

4 新株予約権の行使

発行価格 207.0円~215.1円

資本組入額 103.5円~107.55円

割当先 マッコーリー・バンク・リミテッド

(5) 【所有者別状況】

2021年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	2	17	53	36	41	5,274	5,423	-
所有株式数 (単元)	-	387	5,846	904,506	186,786	1,326	59,925	1,158,776	26,231
所有株式数 の割合(%)	-	0.0	0.5	78.1	16.1	0.1	5.2	100.0	-

(注) 自己株式9,600株は、「個人その他」に96単元を含めて記載しております。

(6)【大株主の状況】

2021年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社エスエム・エンタテインメント・ジャパン	東京都港区六本木三丁目2-1 六本木グランドタワー21F	90,000	77.66
NAVER Corporation (受信場所 BASECAMP TOKYO NAVER J、HUB株式会社 MANAGER 金容載)	NAVER GREEN FACTORY, 6, BULJEONG-RO, BUNDANG-GU, SEONGNAM-SI, GYEONGGY-DO, 13561, KOREA (東京都品川区上大崎2丁目10-44)	8,693	7.50
KEYEAST Co.,LTD. (常任代理人 S M B C 日興証券株式会社)	30, HAKDONG-RO 11-GIL, GANGNAM-GU, SEOUL, KOREA (東京都千代田区丸の内1丁目5番1号新 丸の内ビルディング)	8,276	7.14
ASLEAD STRATEGIC VALUE FUND (常任代理人 立花証券株式会社)	190 ELGIN AVENUE GEORGETOWN, GRAND CAYMAN KY1-9008 CAYMAN ISLAND (東京都中央区日本橋茅場町1丁目13- 14)	440	0.38
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	320	0.28
ケイティ コーポレーション (常任代理人 株式会社ケイティジャパン)	206 JUNGIA-DONG, BUNDANG-GU, SUNGNAM- CITY, KYUNGGI-DO, 463-711, KOREA (東京都文京区本駒込2丁目29-24)	230	0.20
吉原 順	千葉県松戸市	220	0.19
KOREA SECURITIES DEPOSITORY- SAMSUNG (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支 店)	34-6, YEOUIDO-DONG, YEONGDEUNGPO-GU, SEOUL, KOREA (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	119	0.10
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	117	0.10
KSD-NH (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支 店)	34-6, YEOUIDO-DONG, YEONGDEUNGPO-GU, SEOUL, KOREA (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	115	0.10
計		108,533	93.65

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 9,600	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 115,868,000	1,158,680	-
単元未満株式	普通株式 26,231	-	-
発行済株式総数	115,903,831	-	-
総株主の議決権	-	1,158,680	-

【自己株式等】

2021年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株)ストリームメディア コーポレーション	東京都港区六本木3丁 目2番1号	9,600	-	9,600	0.01
計		9,600	-	9,600	0.01

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	37	6
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2022年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 ()	-	-	-	-
保有自己株式数	9,600	-	9,600	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2022年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、利益配分につきましては、株主への中長期的な利益還元を図るため、財政状態及び経営成績を総合的に勘案し、業績に裏付けられた成果配分を行うことを基本方針としております。内部留保につきましては、継続的な安定成長を目指しつつ、積極的な事業展開及び経営基盤の強化に備え、重点的かつ効率的に投資することで、総合エンターテインメント企業としての企業価値を増大させ、株主への利益の確保を達成できるよう有効に活用していくことを目指しております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。なお、当社は「取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として中間配当ができる。」旨を定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

企業価値の継続的な向上を実現させていくためには、企業の効率性を追求し、また事業活動より生じるリスクをコントロールすることが必要です。当社グループは、これを実現するためにはコーポレート・ガバナンスの強化が不可欠であるとの基本的な考え方のもと、経営の透明性を維持し、当社グループのすべてのステークホルダーへの説明責任を確実に果たしてまいります。

経営資源の効率的な運用を行うとともに、リスクマネジメントやコンプライアンス面の強化を図り、株主・投資家の皆様に対する「企業価値」が最大化するように努めてまいります。

企業統治の体制の概要および当該体制を採用する理由

1. 企業統治の体制の概要

- ・ 当社は、継続的な企業価値の向上を実現し、また、株主価値の観点から経営を監視する仕組みを確保する目的で監査役会設置会社を採用しております。
- ・ 取締役会は、当社の規模等および事業環境の変化に対してより一層機動的な対応および迅速な意思決定の実施を目的として、社外取締役1名を含む7名で構成されております。取締役会は原則月1回の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や、経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を監督しております。

議長：代表取締役社長 金 東佑

構成員：取締役 金 英敏、取締役 南 昭英、取締役 許 星振、取締役 安 洙旭、

取締役 山田政彦、取締役 金 紀彦（社外取締役）

- ・ 社外取締役は、取締役会などにおける重要な業務執行に係る意思決定プロセス等において当社の業務執行を行う経営陣から独立した中立的な立場から経営判断をしていただき、当該意思決定の健全性と透明性に寄与していただくこと、当社のコンプライアンスやガバナンスの強化に寄与していただくこと、また、経営方針および業務運営に係る監督と助言をいただくことが期待できる方を選任するものとしております。
- また、社外監査役は、取締役会などにおける重要な業務執行に係る意思決定プロセス等において一般株主の利益に配慮した公平且つ公正な決定がなされるために、弁護士、税理士としての専門的な知識や経験などを有する方を選任するものとしております。
- ・ 社外取締役および社外監査役候補者の選定にあたっては、東京証券取引所の定める独立性判断基準等を参考に、当社との人的関係、資本的關係、または取引関係、その他利害関係を確認しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として、1名以上確保することとしております。
- ・ 当社は取締役会への付議事項の事前審議および取締役会の決定した基本方針に基づき、その業務執行方針・計画・重要な業務の実施等、会社の経営に関する重要事項等を協議するほか、経営会議規程に定める付議事項について審議・承認・決議する機関として常勤取締役および常勤監査役をメンバーとする経営会議を原則月1回以上開催しております。
- ・ 取締役候補者は代表取締役が選定し、取締役会の承認を得た後、株主総会の決議により、取締役に選任しております。
- ・ 監査役会は、常勤監査役1名、社外監査役2名の計3名で構成されております。各監査役は監査役会が定めた監査役監査基準、監査計画および職務分担に基づき、取締役の業務執行の適法性について監査しております。社外監査役2名は弁護士および税理士であり、専門的見地から監査を行っております。

議長：常勤監査役 大村 健夫

構成員：監査役 片岡 朋行（社外監査役）、監査役 上田 浩之（社外監査役）

2. 企業統治の体制を採用する理由

当社の社外取締役1名および社外監査役2名は、当社と人的関係、資本的關係、または取引関係その他の利害関係はなく、当社事業から独立した視点により、経営に対する監督および監査が行われていると考えております。取締役会における適切且つ効率的な意思決定を実現するため、社外取締役は、取締役会において独立した視点により見識に基づいた助言を行っております。また、社外監査役は、専門的見地から業務執行の適法性等をチェックし、経営に対する監視機能を果たしております。

このように、社外取締役と社外監査役が適切に機能する前述した企業統治体制を採用することにより、取締役会における適切かつ効率的な意思決定が担保されると考えており、当社の事業規模や組織構造を踏まえれば、現行の体制は企業統治の効率性を達成する上でも最適であると考えております。

3. 内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会において会社法および会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための内部統制システムの基本方針について決議し、適宜見直しを図っております。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役会の推薦基準、倫理行動基準、宣誓書提出等を内容とする「取締役の倫理等に関する基準」を定め、これの遵守を図るとともに、取締役会については「取締役会規則」を定め、その適切な運営を確保し、月1回これを開催することを原則とし、取締役間の意思疎通を図ると同時に相互に業務の執行を監督し、必要に応じて外部の専門家をアドバイザーに起用し、法令定款違反行為を未然に防止いたします。

当社の使用人の職務の執行が法令（行政上の通達・指導等を含む）および定款ならびに社内規則等に確実に適合するための基礎として、「リスクマネジメント及びコンプライアンス規程」を定めております。社長を委員長とする「リスクマネジメント及びコンプライアンス委員会」を3ヶ月に1回以上開催し、当社グループの内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともにコンプライアンス担当責任者を明確化し、体制の整備および維持を図ることとしております。

また、「内部通報制度運用規程」を定め、従業員がコンプライアンス上の問題点等を直接通報または相談できる内部通報窓口を設置しています。なお、再発防止のため必要と判断した場合、その内容と会社の対処状況・結果を適切に役員および従業員に開示し、周知徹底を図っております。

反社会的勢力との関係を一切排除し、警察、弁護士等と緊密に連携し、反社会的勢力からの不当な要求に対しては当社を挙げて毅然とした姿勢で対応いたします。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社の取締役の職務の執行に係る情報、即ち取締役会議事録、経営会議議事録、稟議決裁書等については、保存管理責任者を設置し、保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理体制の基礎として「リスクマネジメント及びコンプライアンス規程」を制定するとともに、個々のリスクについての専門部署、あるいは管理責任者を決定し対応するほか、必要に応じて個々のリスクに関連するマニュアルを作成し、当社グループ全体のリスク管理体制を構築しております。

また、当社において不測の事態が発生した場合には、必要に応じて社長を本部長とする対策本部を設置して対応するほか、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチーム等を組織し、迅速な対応を行い損害の拡大を防止し、これを最小限度に留める体制を整えております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定時取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針ならびに経営戦略に関わる重要事項については、事前に社長を長とする経営会議において議論を行い、その審議を経て取締役会に付議して執行の決定を行うものとしております。経営会議は原則として月1回以上開催するほか、必要に応じて適宜開催するものとし、取締役会への付議事項の事前審議および取締役会の決定した基本方針に基づき、その業務執行方針・計画・重要な業務の実施等、会社の経営に関する重要事項等を協議するほか、経営会議規程に定める付議事項について審議・承認・決議しています。

取締役の決定に基づく業務の執行については、組織・業務分掌規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定めることとしております。

(5) 会社ならびに親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社との緊密な連携の下、企業グループとしての法令等を遵守した健全で持続的な事業の発展に努めてまいります。

また、子会社の自主性を尊重しつつ子会社の業務内容の定期的な報告を受け、重要案件についてはその業務内容について事前協議を行い、子会社の取締役会にて協議すること等により、子会社の取締役の職務の執行の適正性および効率性を確保いたします。

当社および子会社における取締役および使用人による、法令および定款等に違反する事象または取引ならびに、重大な損失の発生が見込まれる取引が生じるおそれがあるときは、速やかに部署責任者、経営企画部門長へ報告する体制といたします。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から、監査役を補助すべき者を定常的にあるいは必要に応じて求められたときは、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命することができるものとしたします。

当該補助者は、監査役の指揮命令に従うものとし、取締役からの指揮を受けないものとしたします。また、当該補助者の任命・解任・人事異動・賃金等の改定については、監査役会の同意を得るものとしたします。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、会社の機関としての監査役および監査役会の位置付け、役割を恒常的に取締役および使用人に周知徹底させることに努めており、代表取締役は、監査役と定期的に連絡会合をもつこととしております。

また、当社の取締役および使用人は、業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役に都度報告するものとしており、監査役は、いつでも必要に応じ、取締役および使用人に対し、報告を求めることができることとしております。

(8) 上記(7)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

上記の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利な取り扱いをしてはならないものとし、その旨を周知徹底いたします。

また、内部通報制度においても、通報したことを理由として、いかなる不利な取り扱いをしてはならないものとし、その旨を周知徹底いたします。

(9) 監査役がその職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとしたします。

(10) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

コンプライアンス規程に則り、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について、監査役への適切な報告体制を確保するものとしたします。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社における全ての取締役及び監査役を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（マネジメントリスクプロテクション保険契約）を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要は、以下のとおりであります。

- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。
- ・当該契約の保険料は全額当社が負担しています。

取締役の定数及び選任の要件

- ・当社の取締役は12名以内とする旨を定款に定めております。
- ・当社は取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。
- ・また、取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議することとした事項

a．取締役及び監査役の責任免除

当社は取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できることを目的として、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の定める限度額の範囲内で免除することができる旨を定款に定めております。

b．自己の株式の取得

当社は機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

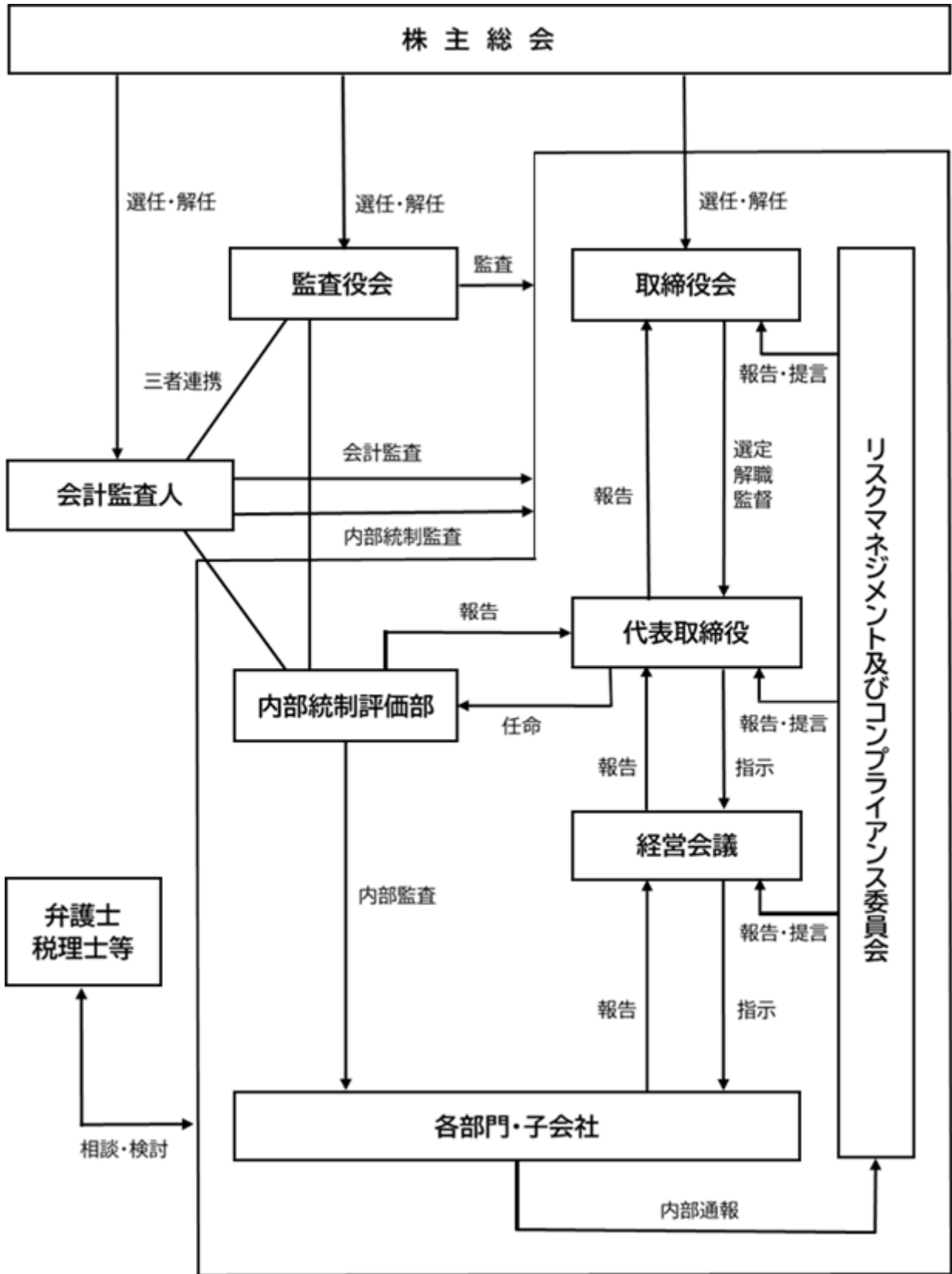
c．中間配当

当社は機動的な株主への配当遂行を目的として、会社法第454条第5項の規定により取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は株主総会の円滑な運営を目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

なお、当社の経営組織その他コーポレート・ガバナンス体制の概要を模式図にすると以下のとおりであります。



(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 9名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 10.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役社長(代表取締役)	金 東 佑	1975年6月15日生	2004年2月 株式会社エスエム・エンタテインメント(韓国)入社 2008年6月 S.M.LIFE DESIGN COMPANY JAPAN株式会社(現 株式会社LIFE DESIGN COMPANY)代表取締役社長 2014年4月 株式会社エスエム・エンタテインメント・ジャパン マネージメント室長 2017年3月 当社取締役 2017年7月 S.M.F&B DEVELOPMENT JAPAN株式会社代表取締役 S.M.LIFE DESIGN COMPANY JAPAN株式会社(現 株式会社LIFE DESIGN COMPANY)取締役(現任) 2019年6月 株式会社エスエム・エンタテインメント・ジャパン取締役(現任) 2020年4月 株式会社Beyond Live Corporation取締役(現任) 株式会社SMEJ Plus取締役(現任) 2020年10月 株式会社Beyond Live Japan代表取締役(現任) 2021年1月 当社取締役エンターテインメント部門長 2022年2月 当社代表取締役社長(現任)	(注) 3	-
取締役 CSO	金 英 敏	1970年4月13日生	2005年5月 株式会社エスエム・エンタテインメント(韓国)代表取締役 2005年7月 株式会社エスエム・エンタテインメント・ジャパン取締役(現任) 2006年8月 Dream Makerエンターテインメント(香港)代表取締役 2014年5月 株式会社エブリシングジャパン取締役 2017年3月 当社取締役 株式会社SM C&C(韓国)取締役 2017年8月 株式会社Dreams Company(韓国)取締役 2018年5月 株式会社キーイースト(韓国)取締役 株式会社エスエムライフデザイングループ(韓国)取締役(現任) 2018年9月 当社取締役CSO(現任) 2019年7月 株式会社エスエム・エンタテインメント(韓国)共同代表取締役 2020年4月 株式会社SMEJ Plus代表取締役(現任) 株式会社Beyond Live Corporation取締役(現任)	(注) 3	-
取締役	南 昭 英	1967年8月15日生	2001年1月 株式会社エスエム・エンタテインメント・ジャパン取締役 2005年7月 株式会社エスエム・エンタテインメント・ジャパン代表取締役(現任) 2014年5月 株式会社エブリシングジャパン代表取締役(現任) 2015年3月 株式会社SM C&C(韓国)取締役(現任) 2017年3月 株式会社エスエム・エンタテインメント(韓国)共同代表取締役 2018年5月 株式会社キーイースト(韓国)取締役 2020年4月 株式会社SMEJ Plus取締役(現任) 2020年8月 当社取締役(現任) 2022年1月 株式会社キーイースト(韓国)共同代表取締役(現任)	(注) 3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 ライツ部門長	許 星 振	1972年9月19日生	2010年9月 株式会社アクロス営業部長 2014年11月 当社商品事業本部長 2016年3月 当社取締役商品事業本部長 2017年6月 当社取締役ライツ事業本部長 2021年1月 当社取締役ライツ部門長(現任)	(注) 3	-
取締役	安 洙 旭	1974年9月14日生	2000年4月 ジャックル・データベース・システムズ株式会社代表取締役副社長 2006年6月 株式会社エスエム・エンタテインメント(韓国)マーケティング企画本部長 2007年5月 株式会社エブリシング코리아(韓国)取締役 2014年4月 株式会社エスエム・エンタテインメント・ジャパン常務 2014年5月 株式会社エブリシングジャパン取締役(現任) 2017年3月 当社取締役(現任) 株式会社エスエム・エンタテインメント(韓国)常務 2018年5月 株式会社キーイースト(韓国)取締役	(注) 3	-
取締役 経営企画部門長	山 田 政 彦	1979年5月15日生	2011年3月 株式会社LGCNS(韓国)戦略マーケティング部門課長 2014年4月 株式会社エスエム・エンタテインメント・ジャパン経営企画室長 2018年8月 株式会社エスエム・エンタテインメント(韓国)マーケティング企画本部室長 2018年10月 当社取締役 2019年6月 当社取締役経営企画本部長 2019年7月 株式会社エブリシングジャパン取締役(現任) 2019年8月 株式会社エスエム・エンタテインメント・ジャパン取締役(現任) 2020年4月 株式会社SMEJ Plus取締役(現任) 株式会社Beyond Live Corporation 取締役 2020年12月 株式会社Beyond Live Corporation 代表取締役(現任) 2021年1月 当社取締役経営企画部門長(現任)	(注) 3	-
取締役	金 紀 彦	1976年11月9日生	2007年12月 弁護士登録 ひかり総合法律事務所入所 2010年1月 弁護士法人オルビス入所 法務法人和友(韓国)入所 2011年1月 株式会社新韓銀行(韓国)入行 2011年7月 金&張法律事務所(韓国)入所 2012年7月 法務法人廣場(韓国)入所 2013年1月 弁護士法人オルビスへ復帰 2014年3月 当社取締役(現任) 2014年12月 弁護士法人オルビス東京事務所代表(現任) 2019年8月 トゥモローネット株式会社取締役(現任)	(注) 3	-
常勤監査役	大 村 健 夫	1961年7月1日生	1984年4月 株式会社丹青社入社 2000年10月 当社入社 2009年12月 当社第2クリエイティブ本部第1事業部長 2011年4月 当社第1クリエイティブ本部モバイル事業部長 2012年12月 当社エンタテインメント本部担当部長 2014年2月 当社管理本部付担当部長 2014年3月 当社常勤監査役(現任)	(注) 4	1

監査役	片岡 朋行	1970年5月11日生	1998年4月 弁護士登録（東京弁護士会所属） 松尾総合法律事務所入所 2002年8月 B D J 法律会計事務所設立 2006年6月 桜坂法律事務所設立 2008年8月 ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所設立（現任） 2009年3月 K N T V 株式会社監査役 2015年3月 当社監査役（現任）	（注） 5	-
監査役	上田 浩之	1964年1月9日生	1987年8月 東洋信託銀行株式会社（現株式会社 三菱UFJ信託銀行）入行 1999年10月 山田&パートナーズ会計事務所入所 2002年1月 上田浩之税理士事務所設立（現任） 2009年3月 K N T V 株式会社監査役 2016年3月 当社監査役（現任）	（注） 6	-
計					1

- （注）1 取締役金紀彦氏は、社外取締役であります。
2 監査役片岡朋行及び上田浩之の両氏は、社外監査役であります。
3 2022年3月18日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
4 2022年3月18日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
5 2019年3月20日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
6 2020年3月19日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

社外役員の状況

当社の社外取締役は1名であり、社外監査役は2名であります。

当社では、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針について明確に定めたものではありませんが、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考に、当社との人的関係、資本的關係、または取引関係、その他利害関係がなく、豊富な知見と経験に基づき中立的且つ客観的な視点から当社の経営等に対して、適切な意見を述べて頂ける方を選任することを基本的な考え方としております。

取締役会において適切且つ効率的な意思決定を実現するため、社外取締役は独立した視点により見識に基づいた助言を行っており、社外監査役は、業務執行の適法性について等をチェックし、経営に対する監視機能を果たしております。

社外取締役の金紀彦氏は、弁護士として法律面での高度な知見・識見を有しており、当社意思決定の健全性と透明性に寄与していただくこと、当社のコンプライアンスやガバナンスの強化に寄与していただくこと、また、会社経営の経験を活かし、当社の経営方針および業務運営に係る監督と助言をいただくために選任しており、独立且つ中立した立場から取締役会機能の強化と業務執行の監督等に十分な役割・責務を果たしております。また、社外取締役1名と当社との間に人的、資本的並びに取引関係その他の利害関係は一切ありません。

社外監査役の片岡朋行氏は弁護士としての企業法務等に関する豊富な専門的知見・識見を有しており、社外監査役の上田浩之氏は税理士としての税務・会計に関する専門性の高い知見・識見を有しております。その経歴等から両氏は社外監査役として、取締役会の意思決定の適正性を確保するための提言を行う等、当社の監査に有用な意見をいただいております。また、社外監査役2名と当社との間に人的、資本的並びに取引関係その他の利害関係は一切なく、東京証券取引所が定める当社と一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。

なお、当事業年度において定時取締役会を12回開催し、社外取締役及び社外監査役の出席率は100%となっております。また当事業年度において監査役会を13回開催し、社外監査役の出席率は100%となっております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社は、社外取締役及び社外監査役が、独立した立場で経営に対する監督及び監視を的確かつ有効に実行できる体制を構築するため、内部統制評価部との連携の下、必要に応じて、経営に係わる必要な資料の提供や事情説明を行う体制をとっております。その体制をスムーズに進行させるため、常勤監査役が内部統制評価部と密に連携することで社内各部門からの十分な情報収集を行っております。また、内部統制評価部とも内部統制計画を協議し、適宜情報交換・連携を図っており、これらを通じて社外取締役及び社外監査役の独立した活動を支援しております。

併せて、社外監査役2名を含む各監査役は定期的に会計監査人と情報交換を行い、監査計画、監査実施状況及び監査で指摘された問題点等について報告を受けるとともに、監査に関する情報共有と意見交換を行う等相互連携を行っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

監査役監査につきましては、常勤監査役1名と社外監査役（非常勤）2名による監査役会を設置して、取締役会等の議事内容及び決議手続の監視をしております。また、監査役会が定めた監査役監査基準、監査計画及び職務分担に基づき、取締役の業務執行の適法性について監査しております。監査役は常勤監査役、社外監査役の全員が取締役会に出席するとともに、稟議書類等業務の執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求め監視できる体制を整備しております。また、常勤監査役は監査の環境の整備及び社内の情報収集に積極的に努め、かつ内部統制システムの構築・運用状況を監視、検証を行い、社外監査役と情報を共有しております。

社外監査役片岡朋行氏は弁護士であり、企業法務等に関する相当程度の知見を有しております。社外監査役上田浩之氏は税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役はそれぞれの職務経験や相当程度の知見に基づき専門的見地から監査を行っております。当事業年度において当社は監査役会を13回開催しており、各監査役の監査状況を報告するとともに内部統制評価部より内部監査の報告を受け、業務執行の監査を行いました。個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

役職	氏名	開催回数	出席回数
常勤監査役	大村健夫	13回	13回
社外監査役	片岡朋行	13回	13回
社外監査役	上田浩之	13回	13回

監査役会における主な検討事項は、取締役会等の議事内容及び決議手続の適法性と妥当性の確認、会計監査人の選任、事業報告等の適法性と妥当性の確認などであります。

常勤監査役の活動といたしましては、取締役会の他重要な意思決定の経過及び業務の執行状況を把握するため、経営会議やリスクマネジメント及びコンプライアンス委員会等に出席しております。また、四半期毎に実施される会計監査人との報告会に出席し、具体的な財務報告上の課題について意見交換をして情報を入手するとともに会計監査の適正性及び信頼性を確認するよう努めております。常勤監査役は、内部統制評価部が作成する内部監査計画書に基づいた監査日程、監査主題を確認する他、内部統制評価部の監査結果報告を受けるとともに、必要に応じて意見を述べております。

内部監査の状況

内部監査につきましては、社長直属の組織である内部統制評価部（人員1名）を設置しており、随時業務執行各部署における必要な内部監査を実施し、報告を行う体制を構築しております。

内部監査部門である監査役及び内部統制評価部は相互の監査計画の交換並びにその説明・報告・業務の実効性の状況、会社法及び金融商品取引法上の内部統制対応等について連携して監査を実施しております。また、会計監査人との間でも、内部統制評価に関わる事業年度の監査計画の打ち合わせ及びその後も密に意見交換を行い、監査役、会計監査人、内部統制評価部による三様監査において緊密な連携を保ちながら監査を進めております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

三優監査法人

b. 継続監査期間

1999年3月期以降

c. 業務を執行した公認会計士

指定社員 業務執行社員 齋藤 浩史

指定社員 業務執行社員 畑村 国明

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他4名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務基準」などを参考にして、監査法人の概要、品質管理体制、独立性及び監査の実施体制、監査報酬、監査役及び経営者とのコミュニケーション、不正リスク対応等を総合的に勘案して検討を行い、選定しております。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることとしております。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、当該会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、当該会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

f. 会計監査人の評価

当社の監査役及び監査役会は、会計監査人の監査体制及び職務執行状況等を総合的に評価しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	30,100	-	35,100	-
連結子会社	-	-	-	-
計	30,100	-	35,100	-

(注) 前連結会計年度の監査証明業務に基づく報酬30,100千円には、親会社監査人へのインストラクションレポートに対する監査報告業務についての報酬3,600千円が含まれております。

当連結会計年度の監査証明業務に基づく報酬35,100千円には、親会社監査人へのインストラクションレポートに対する監査報告業務についての報酬3,600千円が含まれております。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査日程、当社の規模及び業務の特性等を総合的に判断した上で決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、監査役会において会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、妥当であると判断し同意したものであります。

(4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2021年3月1日施行の会社法改正に伴う対応として、会社をめぐる社会経済情勢の変化に鑑み、取締役の職務の執行の一層の適正化を図ることを目的として、2021年11月10日開催の取締役会において、取締役の報酬等の決定方針について決議しております。

取締役の報酬等の内容にかかる決定方針は次のとおりであります。

- ・当社の取締役の報酬等につきましては、基本報酬と非金銭報酬としております。基本報酬は固定報酬とし、その具体的な報酬等の額につきましては、役位、職責に応じて他社水準、会社全体の業績や個々の取締役の貢献度等を考慮しながら総合的に勘案しております。非金銭報酬はストックオプションとし、業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブとして付与しております。どちらも株主総会の決議で決定された報酬限度額の範囲内において、取締役会の決議により決定しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役の報酬等の額につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で決定しております。その具体的な報酬等の額につきましては、監査役会の協議により決定しております。

当社の役員の報酬限度額につきましては、2018年10月31日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額300,000千円以内（うち社外取締役分年額15,000千円以内、ただし、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、12名（うち、社外取締役1名）であります。また、2018年10月31日開催の臨時株主総会において、取締役に対するストックオプション報酬限度額を年額200,000千円以内（うち社外取締役分年額10,000千円以内）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、12名（うち、社外取締役1名）であります。また、1998年6月30日開催の第27回定時株主総会において、監査役の報酬限度額を年額50,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。提出日現在において、これらの支給枠に基づく報酬等の支給対象となる役員は、取締役7名、監査役3名であります。

なお、当社は、取締役及び監査役の報酬等について、業績連動型報酬の報酬制度は採用しておりません。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の人数 (人)
		固定報酬	ストック オプション	賞与	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	106,949	73,501	33,448	-	33,448	8
監査役 (社外監査役を除く。)	6,498	6,498	-	-	-	1
社外役員	6,000	6,000	-	-	-	3

使用人兼務役員の使用人分給のうち重要なもの

総額 (千円)	対象となる役員の員数(人)	内容
22,200	2	部門長の業務執行の対価としての給与であります。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資を純投資目的である投資株式とし、それ以外の投資を純投資目的以外の目的である投資株式と区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	2	36,618	2	39,731
非上場株式以外の株式	-	-	-	-

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(千円)	売却損益の 合計額(千円)	評価損益の 合計額(千円)
非上場株式	-	-	(注)
非上場株式以外の株式	-	-	-

(注) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「評価損益の合計額」は記載していません。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2021年1月1日から2021年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2021年1月1日から2021年12月31日まで)の財務諸表について、三優監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容や変更等を適時適切に把握し、的確に対応出来るようにするため、監査法人及び各種団体の主催する講習会に参加する等積極的な情報収集活動に努めております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,485,149	3,760,656
売掛金	2,109,469	851,157
商品	9,206	6,276
番組勘定	573,908	640,948
コンテンツ事業権	1,824,054	1,165,051
前渡金	328,512	265,535
その他	479,781	420,059
貸倒引当金	8,244	1,073
流動資産合計	8,801,838	7,108,611
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品(純額)	20,706	15,239
その他(純額)	13,034	7,030
有形固定資産合計	33,741	22,270
無形固定資産		
ソフトウェア	51,344	209,064
その他	3,913	7,438
無形固定資産合計	55,258	216,502
投資その他の資産		
投資有価証券	39,731	4,817,940
長期貸付金	118,577	99,577
その他	51,023	53,788
貸倒引当金	102,989	102,887
投資その他の資産合計	106,342	4,868,418
固定資産合計	195,342	5,107,192
資産合計	8,997,180	12,215,803
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,474,388	813,563
前受金	228,253	224,956
その他	229,215	558,457
流動負債合計	2,931,857	1,596,976
固定負債		
繰延税金負債	-	1,550,193
その他	16,129	12,220
固定負債合計	16,129	1,562,413
負債合計	2,947,986	3,159,389
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,969,408	6,041,970
資本剰余金	3,366,434	3,438,996
利益剰余金	3,582,394	3,868,686
自己株式	33,064	33,070
株主資本合計	5,720,385	5,579,209
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	-	1,923,472
その他の包括利益累計額合計	-	1,923,472
新株予約権	248,566	341,044
非支配株主持分	80,242	1,212,688
純資産合計	6,049,193	9,056,413
負債純資産合計	8,997,180	12,215,803

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
売上高	4,270,009	5,631,714
売上原価	1 3,913,805	1 4,590,891
売上総利益	356,204	1,040,823
販売費及び一般管理費	2 1,556,416	2 1,689,108
営業損失()	1,200,212	648,284
営業外収益		
受取利息	2,277	2,227
為替差益	1,165	6,126
業務受託料	9,200	4,152
受取家賃	2,200	5,280
助成金収入	-	2,108
その他	639	1,225
営業外収益合計	15,481	21,119
営業外費用		
支払利息	574	321
株式交付費	21,442	4,852
その他	66	202
営業外費用合計	22,082	5,376
経常損失()	1,206,812	632,541
特別利益		
新株予約権戻入益	6,680	-
子会社清算益	-	3 15,537
契約解約益	-	4 164,282
特別利益合計	6,680	179,820
特別損失		
減損損失	5 40,370	-
投資有価証券評価損	-	3,112
特別損失合計	40,370	3,112
税金等調整前当期純損失()	1,240,502	455,833
法人税、住民税及び事業税	13,508	4,984
法人税等調整額	24,172	685
法人税等合計	10,663	5,669
当期純損失()	1,229,839	461,503
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に 帰属する当期純損失()	11,293	175,211
親会社株主に帰属する当期純損失()	1,241,133	286,292

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
当期純損失()	1,229,839	461,503
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	-	3,231,128
その他の包括利益合計	-	3,231,128
包括利益	1,229,839	2,769,625
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,241,133	1,637,179
非支配株主に係る包括利益	11,293	1,132,445

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,591,492	1,972,358	2,341,260	33,002	4,189,587
当期変動額					
新株の発行	1,377,916	1,377,916			2,755,833
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）			1,241,133		1,241,133
自己株式の取得				61	61
合併による増加		16,159			16,159
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	1,377,916	1,394,076	1,241,133	61	1,530,797
当期末残高	5,969,408	3,366,434	3,582,394	33,064	5,720,385

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価 差額金	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	-	-	58,657	-	4,248,245
当期変動額					
新株の発行					2,755,833
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）					1,241,133
自己株式の取得					61
合併による増加					16,159
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	189,908	80,242	270,151
当期変動額合計	-	-	189,908	80,242	1,800,948
当期末残高	-	-	248,566	80,242	6,049,193

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,969,408	3,366,434	3,582,394	33,064	5,720,385
当期変動額					
新株の発行	72,561	72,561			145,122
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）			286,292		286,292
自己株式の取得				6	6
合併による増加					-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	72,561	72,561	286,292	6	141,175
当期末残高	6,041,970	3,438,996	3,868,686	33,070	5,579,209

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差 額金	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	-	-	248,566	80,242	6,049,193
当期変動額					
新株の発行					145,122
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）					286,292
自己株式の取得					6
合併による増加					-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,923,472	1,923,472	92,478	1,132,445	3,148,395
当期変動額合計	1,923,472	1,923,472	92,478	1,132,445	3,007,219
当期末残高	1,923,472	1,923,472	341,044	1,212,688	9,056,413

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	1,240,502	455,833
減価償却費	79,381	40,926
減損損失	40,370	-
株式報酬費用	135,945	79,055
貸倒引当金の増減額(は減少)	6,341	7,272
受取利息及び受取配当金	2,277	2,227
支払利息	574	321
株式交付費	21,442	4,852
新株予約権戻入益	6,680	-
為替差損益(は益)	463	2,216
子会社清算損益(は益)	-	15,537
投資有価証券評価損益(は益)	-	3,112
売上債権の増減額(は増加)	326,783	1,258,312
たな卸資産の増減額(は増加)	104,378	594,988
前渡金の増減額(は増加)	465,538	62,977
その他の流動資産の増減額(は増加)	184,945	59,242
仕入債務の増減額(は減少)	746,178	1,660,825
前受金の増減額(は減少)	26,303	3,297
その他の流動負債の増減額(は減少)	154,851	293,273
その他	4,475	22,442
小計	1,176,045	153,808
利息及び配当金の受取額	2,096	2,273
利息の支払額	574	321
法人税等の支払額及び還付額	53,626	72
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,228,150	155,687
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	4,986	4,897
無形固定資産の取得による支出	9,779	159,014
貸付金の回収による収入	9,600	28,600
敷金及び保証金の差入による支出	-	1,473
敷金及び保証金の回収による収入	143	109,222
その他	-	1,710
投資活動によるキャッシュ・フロー	5,023	29,274
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	5,391	5,643
自己株式の取得による支出	61	6
株式の発行による収入	2,734,390	139,642
新株予約権の発行による収入	-	14,051
非支配株主からの払込みによる収入	4,900	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,733,837	148,043
現金及び現金同等物に係る換算差額	151	1,049
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,500,815	275,506
現金及び現金同等物の期首残高	952,532	3,485,149
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	2,103,180	-
現金及び現金同等物の期末残高	1,348,519	1,376,656

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 3社

主要な子会社の名称

株式会社エブリシングジャパン

株式会社Beyond Live Corporation

株式会社Beyond Live Japan

(2) 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

たな卸資産

イ 番組勘定、コンテンツ事業権

個別法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

ロ 商品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品 3年~20年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、確定給付型の制度として複数事業主制度としての総合設立型の企業年金基金に加入しております。当該企業年金基金は、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクが負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

(コンテンツ事業権の評価)

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

コンテンツ事業権 1,165,051千円、コンテンツ事業権評価損 80,510千円

(2) 連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

当連結会計年度末において、コンテンツのタイトルごとに予測した将来収支に基づく回収可能額がコンテンツ事業権の簿価を下回っていると判断した場合には、帳簿価額と回収可能額の差額をコンテンツ事業権評価損として売上原価に計上しております。

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

コンテンツの買付時において、類似したタイトルの過去の販売実績等に基づき収支予算を策定し、その後の実績を踏まえて四半期毎に収支予算の見直しの必要性を検討しておりますが、当該収支予算に含まれる予想売上高を主要な仮定として設定しております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

主要な仮定である予想売上高は過去の実績等に基づいておりますが、販売市場の動向に影響を受けるため見積りには高い不確実性が伴います。翌連結会計年度の売上高実績が当社経営者の見積りから乖離した場合、コンテンツ事業権の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う会計上の見積りについて)

当連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、ライブ・イベントの開催を自粛しているため、当社グループの財政状態及び経営成績に与える業績悪化の影響が当初の想定を上回っております。

このような状況の下、新型コロナウイルス感染症が及ぼす影響が2022年12月期の一定期間にわたり継続するものと仮定し、会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束時期や経済活動への影響に関しては不確定要素が多く、翌連結会計年度の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	70,004千円	81,667千円

(連結損益計算書関係)

- 1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
	270,098千円	88,836千円

- 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
給料及び手当	331,424千円	450,230千円
退職給付費用	8,491	22,440
地代家賃	97,249	185,455
支払手数料	535,483	453,529
減価償却費	50,153	10,573
貸倒引当金繰入額	6,341	7,272

- 3 子会社清算益

当連結会計年度において、非連結子会社である株式会社DA Music及び株式会社DA Music Publishingを清算したことによるものであります。

- 4 契約解約益

当連結会計年度において、当社が株式会社SMEJ Plusより受託しておりましたエスエム・エンタテインメント所属アーティストのファンクラブサイトシステムの運営契約の解約によるものであります。

- 5 減損損失

前連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
東京都	ライツ&メディア事業	ソフトウェア 無形固定資産(その他)
東京都	エンターテインメント事業	ソフトウェア仮勘定

当社は、管理会計上の事業毎に資産のグルーピングを行っております。

ライツ&メディア事業において、一部の資産の収益性が低下したことから、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失(808千円)として特別損失に計上いたしました。

その内訳は、ソフトウェア600千円及び無形固定資産(その他)208千円であります。

エンターテインメント事業において、一部の資産の収益性が低下したことから、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失(39,562千円)として特別損失に計上いたしました。

その内訳は、ソフトウェア39,562千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、使用価値をゼロと算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	- 千円	4,781,322千円
組替調整額	-	-
税効果調整前	-	4,781,322
税効果額	-	1,550,193
その他有価証券評価差額金	-	3,231,128

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	16,520,351	98,693,480	-	115,213,831
合計	16,520,351	98,693,480	-	115,213,831
自己株式				
普通株式 (注) 2	9,351	212	-	9,563
合計	9,351	212	-	9,563

(注) 1. 普通株式の増加98,693,480株の内訳は、吸収合併に伴う新株発行による増加90,000,000株及び第三者割当増資に伴う新株発行による増加8,693,480株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加212株は、単元未満株式の買取による増加分であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会 計年度末 残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会 計年度末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	245,796
連結子会社	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	1,899
	2020年新株予約権 (注) 1.2	普通株式	-	20,700	-	20,700	869
合計		-	-	20,700	-	20,700	248,566

(注) 1. 2020年新株予約権の当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。

2. 2020年新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度増加 株式数（株）	当連結会計年度減少 株式数（株）	当連結会計年度末株 式数（株）
発行済株式				
普通株式（注） 1	115,213,831	690,000	-	115,903,831
合計	115,213,831	690,000	-	115,903,831
自己株式				
普通株式（注） 2	9,563	37	-	9,600
合計	9,563	37	-	9,600

（注）1. 普通株式の増加690,000株は、新株予約権の行使による増加690,000株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加37株は、単元未満株式の買取による増加分であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会 計年度末 残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・オブ ションとしての新 株予約権	-	-	-	-	-	324,143
	2021年新株予約権 （注）1、2	普通株式	-	17,900,000	690,000	17,210,000	13,423
連結子会社	ストック・オブ ションとしての新 株予約権	-	-	-	-	-	2,608
	2020年新株予約権	普通株式	20,700	-	-	20,700	869
合計		-	20,700	17,900,000	690,000	17,230,700	341,044

（注）1. 2021年新株予約権の当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。

2. 2021年新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

該当事項はありません。

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
現金及び預金勘定	3,485,149千円	3,760,656千円
現金及び現金同等物	3,485,149	3,760,656

2. 重要な非資金取引の内容

前連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

株式会社SMEJを吸収合併、その子会社を連結子会社としたことにより、承継した資産及び負債の主な内訳は次のとおりであります。

流動資産	3,061,139千円
固定資産	39,273
資産合計	3,100,412
流動負債	2,903,007
固定負債	52,655
負債合計	2,955,663

なお、流動資産には、承継時の現金及び現金同等物が含まれており、「合併に伴う現金及び現金同等物の増減額」に1,031,801千円計上しております。

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

編集機器等(工具、器具及び備品)であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、必要な資金は銀行から調達しております。デリバティブ等での投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び貸付金は、顧客等の信用リスクに晒されておりますが、管理部門と営業部門が連携し債権の期日管理の徹底を図るとともに、与信管理についても取引先の営業状況を定期的にモニタリングし、財政状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券については、主に株式への出資であり発行体の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、投資にあたり経営会議等において事業内容・投資先の財務状況等を慎重に審議することとし、定期的に事業状況をモニタリングし、保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)2.参照)。

前連結会計年度(2020年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	3,485,149	3,485,149	-
(2) 売掛金	2,102,249	2,102,249	-
(3) 貸付金	131,177		
貸倒引当金(*)	78,715		
	52,461	52,432	29
資産計	5,639,861	5,639,831	29
(1) 買掛金	2,474,388	2,474,388	-
負債計	2,474,388	2,474,388	-

(*) 貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度(2021年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	3,760,656	3,760,656	-
(2) 売掛金	850,203	850,203	-
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	4,781,322	4,781,322	-
(4) 貸付金	102,577		
貸倒引当金(*)	78,618		
	23,958	23,967	8
資産計	9,416,140	9,416,149	8
(1) 買掛金	813,563	813,563	-
負債計	813,563	813,563	-

(*) 貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項
資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらは短期間に決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、売掛金の連結貸借対照表計上額は、対応する引当金控除後の金額です。

(3) 投資有価証券 その他有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。また、投資有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(4) 貸付金

貸付金については、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該貸付金の元利金の合計額を同様の貸付において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。また、回収可能見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているものは、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって算定しております。

負 債

(1) 買掛金

買掛金については、短期間に決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
非上場株式	39,731	36,618

非上場株式は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

3 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2020年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,485,149	-	-	-
売掛金	2,102,249	-	-	-
貸付金	12,566	27,926	11,968	-
合計	5,599,966	27,926	11,968	-

当連結会計年度(2021年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,760,656	-	-	-
売掛金	850,203	-	-	-
貸付金	2,994	11,979	8,984	-
合計	4,613,855	11,979	8,984	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2020年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2021年12月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	(1) 株式	4,781,322	299,700	4,481,622
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	4,781,322	299,700	4,481,622
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
	合計	4,781,322	299,700	4,481,622

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

該当事項はありません。

3. 減損処理を行ったその他有価証券

前連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

投資有価証券について3,112千円(その他有価証券の株式3,112千円)減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度及び確定給付企業年金制度を設けております。

複数事業主制度の確定給付企業年金制度に加入しており、このうち、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない制度であるため、年金基金への要拠出額を退職給付費用として処理しております。

2. 複数事業主制度

要拠出額を退職給付費用として処理する、複数事業主制度の確定給付企業年金制度への要拠出額は、前連結会計年度においては10,870千円であり、当連結会計年度においては26,670千円であります。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況

	前連結会計年度 (2020年6月30日現在)	当連結会計年度 (2021年6月30日現在)
年金資産の額	50,274,619千円	62,838,298千円
年金財政計算上の数理債務の額	49,084,844	61,220,345
差引額	1,189,775	1,617,953

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社グループの割合

前連結会計年度 0.07% (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

当連結会計年度 0.16% (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、前連結会計年度においては、別途積立金986,441千円及び当年度剰余金203,333千円であり、当連結会計年度においては、別途積立金1,189,775千円及び当年度剰余金428,177千円であります。

当社は、ベネフィット・ワン企業年金基金に加入し、掛金を拠出しております。

なお、上記(2)の割合は当社グループの実際の負担割合とは一致しません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	135,075	79,055

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
新株予約権戻入益	6,680	-

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第12回新株予約権	第13回新株予約権(注)2
会社名	提出会社	提出会社
付与対象者の区分及び人数	取締役 6名 従業員 11名	取締役 4名 従業員 5名 子会社取締役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式651,000株	普通株式11,700,000株
付与日	2018年11月15日	2020年8月1日
権利確定条件	権利行使時において、当社、当社子会社もしくは関連会社の役員又は従業員の地位にあることを要する。	権利行使時において、当社、当社子会社もしくは関連会社の役員又は従業員の地位にあることを要する。
対象勤務期間	定めなし	定めなし
権利行使期間	2020年11月16日から 2028年11月15日まで	2021年5月1日から 2025年4月30日まで

	2020年ストック・オプション
会社名	連結子会社 (株式会社Beyond Live orporation)
付与対象者の区分及び人数	同社取締役 2名 同社社外協力者 5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式62,100株
付与日	2020年5月21日
権利確定条件	権利行使時において、同社、同社関係会社の役員又は従業員の地位にあることを要する。
対象勤務期間	-
権利行使期間	2021年5月22日から 2027年5月21日まで

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 第13回新株予約権については、当社を吸収合併存続会社、株式会社SMEJを吸収合併消滅会社とする合併(2020年8月1日を効力発生日とする。)に際し、株式会社SMEJより承継し付与したものであります。なお、付与対象者の区分及び人数は合併時における人数及び数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2021年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第12回新株予約権	第13回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	11,700,000
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	11,700,000
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	631,000	-
権利確定	-	11,700,000
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	631,000	11,700,000

	2020年ストック・オプション
会社名	連結子会社 (株式会社Beyond Live Corporation)
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	62,100
付与	-
失効	-
権利確定	62,100
未確定残	-
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	-
権利確定	62,100
権利行使	62,100
失効	-
未行使残	-

単価情報

	第12回新株予約権	第13回新株予約権
権利行使価格 (円)	296	296
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	141	20

(注) 第13回新株予約権については、株式会社SMEJとの合併に際し、同社より承継した新株予約権について、同社の見積りによる公正価値に対し、合併比率1:90を乗じた公正価値により新株予約権を付与しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	8,337千円	10,689千円
貸倒引当金繰入	34,059	31,832
繰越欠損金(注)2	1,123,257	1,020,725
投資有価証券評価損	287,141	191,501
関係会社株式評価損	90,513	83,190
商品評価損	24,046	16,886
放送権・販売化権評価損	51,253	19,450
年会費前受額	33,460	5,888
新株予約権	48,872	73,172
売掛金	-	23,424
買掛金	412,080	-
その他	3,505	13,325
繰延税金資産小計	2,116,528	1,490,087
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)2	1,123,257	1,020,725
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	476,274	449,412
評価性引当額(注)1	1,599,532	1,470,138
繰延税金資産合計	516,995	19,948
繰延税金負債		
売掛金	515,101	-
買掛金	-	18,739
その他有価証券評価差額金	-	1,550,193
繰延税金負債合計	515,101	1,568,932
繰延税金資産の純額(は負債)	1,894	1,548,983

(注)1. 評価性引当額が129,394千円減少しております。主な要因は、税務上の繰越欠損金が減少したこと等によるものであります。

(注)2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2020年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 ()	176,078	211,449	316,648	5,502	13,110	400,466	1,123,257
評価性引当額	176,078	211,449	316,648	5,502	13,110	400,466	1,123,257
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2021年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 ()	211,449	316,738	5,905	14,070	7,528	465,031	1,020,725
評価性引当額	211,449	316,738	5,905	14,070	7,528	465,031	1,020,725
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度及び当連結会計年度においては、税金等調整前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会等の意思決定機関が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、事業の種類別の事業部体制を採っております。

したがって、当社グループは、事業の種類別のセグメントから構成されており、「ライツ&メディア事業」及び「エンターテインメント事業」の2つを報告セグメントとしております。

各セグメントは以下のとおりとなります。

- (1) ライツ&メディア事業 ドラマ放映権及び映画の配給権に関する諸権利の取得・事業化、CS放送での番組提供及びイベント、オンライン配信事業等
- (2) エンターテインメント事業 アーティスト等のマネジメント、音楽制作、コンサート・イベントの企画制作、ファンクラブ運営及びMD事業等

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、連結財務諸表において採用している会計処理の方法と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部利益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	ライツ& メディア 事業	エンター テインメント 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	3,231,484	1,037,403	4,268,887	1,121	4,270,009
セグメント間の内部売上高又は振替高	15,000	-	15,000	-	15,000
計	3,246,484	1,037,403	4,283,887	1,121	4,285,009
セグメント利益又はセグメント損失 ()	194,675	307,980	502,655	13,585	516,240
セグメント資産	3,149,968	2,290,156	5,440,125	6,022	5,446,147
その他の項目					
減価償却費	10,945	20,260	31,205	19	31,225
減損損失	808	39,562	40,370	-	40,370
有形固定資産及び無形固定資産の 増加額	6,746	13,446	20,193	172	20,366

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、カラオケのアプリ事業を含んでおります。

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	ライツ& メディア 事業	エンター テインメント 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	3,498,416	2,124,551	5,622,967	8,747	5,631,714
セグメント間の内部売上高又は振 替高	5,399	1,500	6,899	-	6,899
計	3,503,816	2,126,051	5,629,867	8,747	5,638,614
セグメント利益又はセグメント損失 ()	40,908	161,341	120,433	35,937	156,370
セグメント資産	2,818,928	921,244	3,740,173	4,801,962	8,542,135
その他の項目					
減価償却費	11,400	23,367	34,768	80	34,848
減損損失	-	-	-	-	-
有形固定資産及び無形固定資産の 増加額	172,182	15,329	187,512	-	187,512

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、カラオケのアプリ事業を含んでおります。

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:千円)

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	4,283,887	5,629,867
「その他」の区分の売上高	1,121	8,747
セグメント間取引消去	15,000	6,899
連結財務諸表の売上高	4,270,009	5,631,714

(単位:千円)

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	502,655	120,433
「その他」の区分の利益	13,585	35,937
セグメント間取引消去	15,000	6,899
全社費用(注)	668,971	485,014
連結財務諸表の営業損失()	1,200,212	648,284

(注)全社費用は、主に報告セグメントに配賦していない管理部門等に係る費用であります。

(単位：千円)

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	5,440,125	3,740,173
「その他」の区分の資産	6,022	4,801,962
全社資産(注)	3,551,032	3,673,667
連結財務諸表の資産合計	8,997,180	12,215,803

(注) 全社資産は、主に提出会社の運用資金(現金及び預金)及び管理部門等に係る資産であります。

(単位：千円)

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		連結財務諸表計上額	
	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度
減価償却費	31,205	34,768	19	80	48,156	6,078	79,381	40,926
減損損失	40,370	-	-	-	-	-	40,370	-
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	20,193	187,512	172	-	131	4,969	20,497	192,482

(注) 1 減価償却費の調整額は、本社管理部門等の固定資産の減価償却費であります。

2 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、主に本社管理部門等の設備投資額であります。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社スカパー・エンターテイメント	817,280	ライツ&メディア事業
株式会社ジュピターテレコム	468,127	ライツ&メディア事業

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
エイベックス・エンタテインメント株式会社	883,968	エンターテインメント事業
株式会社スカパー・エンターテインメント	604,363	ライツ&メディア事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万ウォン)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注)1	科目	期末残高 (千円)
親会社	㈱エスエム・エンタテインメント	大韓民国ソウル市	11,726	エンタテインメント事業	(被所有) 間接 (85.3)	マネジメント契約関係	ロイヤリティの支払	181,220	買掛金	1,942,876

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万ウォン)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注)1	科目	期末残高 (千円)
親会社	㈱エスエム・エンタテインメント	大韓民国ソウル市	11,872	エンタテインメント事業	(被所有) 間接 (84.8)	マネジメント契約関係	ロイヤリティの支払 (注)2	913,141	買掛金 前渡金	436,860 133,333

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

ロイヤリティの支払については、定期的な価格交渉の上で決定しております。

(イ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注)1	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	㈱SMEJ Plus	東京都港区	1,753	ファンクラブ運営事業	-	ファンクラブ運営関係 役員の兼任	ファンクラブシステム運営料収入 (注)2	262,807	売掛金	38,206
							ロイヤリティの支払 (注)2	325,988	買掛金	33,217
							契約解約益 (注)2	164,282	未収入金	198,952

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) ファンクラブシステム運営料収入及びロイヤリティの支払については、定期的な価格交渉の上で決定しております。

(2) 契約解約益については、エスエム・エンタテインメント所属アーティストのファンクラブシステムの運営受託の解約に伴うものであり、取引金額は当社の算定した対価に価格交渉の上、決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社エスエム・エンタテインメント(韓国KOSDAQに上場)

株式会社エスエム・エンタテインメントジャパン(非上場)

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり純資産額	49円65銭	64円74銭
1株当たり当期純損失()	22円61銭	2円47銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	-	-

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載していません。

2 1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり当期純損失()		
親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	1,241,133	286,292
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	1,241,133	286,292
普通株式の期中平均株式数(千株)	54,893	115,731
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(千株)	-	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	(新株予約権) 2018年11月15日付与 ストック・オプション 潜在株式の数 631,000株 2020年8月1日合併付与 ストック・オプション 潜在株式の数 11,700,000株	(新株予約権) 2018年11月15日付与 ストック・オプション 潜在株式の数 631,000株 2020年8月1日合併付与 ストック・オプション 潜在株式の数 11,700,000株 2021年1月7日発行 新株予約権 (行使価額修正条項付) 潜在株式の数 17,210,000株

(重要な後発事象)

(行使価額修正条項付新株予約権の取得及び消却)

当社は、2022年2月10日開催の取締役会において、当社が2021年1月7日にマッコーリー・バンク・リミテッドを割当先として第三者割当により発行した行使価額修正条項付第14回～第16回新株予約権（以下、総称して「本新株予約権」といいます。）につきまして、残存する本新株予約権の全部を取得するとともに、取得後直ちに消却することを決議し、2022年3月8日に実行いたしました。

(1) 取得及び消却する本新株予約権の内容

取得及び消却する新株予約権の名称	株式会社ストリームメディアコーポレーション第14回～第16回新株予約権
発行新株予約権総数	179,000個（新株予約権1個当たり100株。以下同） 第14回新株予約権 140,000個 第15回新株予約権 30,000個 第16回新株予約権 9,000個
本日現在までの行使済新株予約権数	第14回新株予約権 6,900個 第15回新株予約権 0個 第16回新株予約権 0個
取得及び消却する新株予約権数	第14回新株予約権 133,100個 第15回新株予約権 30,000個 第16回新株予約権 9,000個
取得価額	合計13,423,100円（第14回新株予約権1個当たり91円、第15回新株予約権1個当たり35円、第16回新株予約権1個当たり29円）
取得日及び消却日	2022年3月8日
消却後に残存する新株予約権の数	0個 第14回新株予約権 0個 第15回新株予約権 0個 第16回新株予約権 0個

(2) 取得及び消却を行う理由

当社は、2020年12月22日に開示しました「第三者割当による行使価額修正条項付第14回～第16回新株予約権の発行及び新株予約権買取契約（第15回及び第16回新株予約権についてはターゲット・イシュー・プログラム「TIP」）の締結に関するお知らせ」のとおり、2021年1月7日に本新株予約権を発行いたしました。これまでに発行新株予約権総数179,000個（17,900,000株）のうち6,900個（690,000株）が行使され、当該行使によって調達した資金145百万円につきましては、当初予定していた資金使途のうち、「コンテンツ購入及び制作費用」に全額充当しております。

しかしながら、現在において当社普通株式の株価は下限行使価額を下回る状況が続いております。そのような状況の下、当初予定していた調達金額に満たないことやその行使状況に鑑み、本新株予約権による資金調達を中止することといたしました。

本新株予約権による資金調達における資金使途であった「オンライン配信事業への投資」、「コンテンツ購入及び制作費用」及び「M&A及び資本・業務提携に係る費用」については、引き続き検討を進めてまいります。その資金調達に関しましては手元資金等の活用を軸に進めてまいります。

(3) 今後の見通し

2022年12月期の連結業績に与える影響はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	5,643	3,909	4.986	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	3,909	-	-	-
合計	9,552	3,909	-	-

(注) 平均利率については、期末借入金等残高に対する加重平均利率を記載しております。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	1,529,596	2,917,561	4,183,305	5,631,714
税金等調整前四半期(当期) 純損失()(千円)	218,294	299,556	439,365	455,833
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純損失()(千 円)	216,606	301,354	449,075	286,292
1株当たり四半期(当期)純 損失()(円)	1.88	2.61	3.88	2.47

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失 ()(円)	1.88	0.73	1.28	1.40

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,322,942	3,612,284
売掛金	2,089,889	682,140
商品	9,206	6,276
番組勘定	573,908	640,948
コンテンツ事業権	1,824,054	1,165,051
前渡金	328,512	265,535
貯蔵品	356	260
前払費用	94,758	95,744
その他	377,331	319,316
貸倒引当金	8,244	1,073
流動資産合計	8,612,716	6,786,484
固定資産		
有形固定資産		
建物	2,297	1,990
工具、器具及び備品	20,545	13,421
車両運搬具	1,964	1,147
土地	639	639
リース資産	8,133	3,253
有形固定資産合計	33,580	20,452
無形固定資産		
ソフトウェア	51,344	122,119
ソフトウェア仮勘定	1,270	-
その他	2,643	3,292
無形固定資産合計	55,258	125,412
投資その他の資産		
投資有価証券	39,731	36,618
関係会社株式	37,500	37,500
長期貸付金	498,577	624,577
長期前払費用	262	1,103
破産更生債権等	24,274	24,274
その他	24,592	25,942
貸倒引当金	482,989	102,887
投資その他の資産合計	141,947	647,128
固定資産合計	230,786	792,992
資産合計	8,843,502	7,579,477

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,452,683	663,558
リース債務	5,643	3,909
未払金	84,167	86,164
未払費用	16,760	16,083
未払法人税等	12,702	41,050
未払消費税等	419	237,378
前受金	228,253	224,956
預り金	60,787	128,216
その他	324	364
流動負債合計	2,861,742	1,401,682
固定負債		
リース債務	3,909	-
会員預り金	12,220	12,220
関係会社事業損失引当金	7,160	-
固定負債合計	23,289	12,220
負債合計	2,885,031	1,413,902
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,969,408	6,041,970
資本剰余金		
資本準備金	1,969,916	2,042,478
その他資本剰余金	1,243,519	1,243,519
資本剰余金合計	3,213,436	3,285,997
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,437,106	3,466,889
利益剰余金合計	3,437,106	3,466,889
自己株式	33,064	33,070
株主資本合計	5,712,674	5,828,008
新株予約権	245,796	337,566
純資産合計	5,958,471	6,165,575
負債純資産合計	8,843,502	7,579,477

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
売上高	1 4,240,932	1 5,563,120
売上原価	1 3,914,867	1 4,572,207
売上総利益	326,064	990,912
販売費及び一般管理費	1、 2 1,538,134	1、 2 1,599,074
営業損失()	1,212,069	608,161
営業外収益		
受取利息	1,061	8,535
為替差益	984	2,675
業務受託料	9,200	4,416
受取家賃	2,200	5,280
関係会社事業損失引当金戻入額	-	7,160
助成金収入	-	2,108
その他	628	1,224
営業外収益合計	14,074	31,399
営業外費用		
支払利息	574	321
株式交付費	21,442	4,852
関係会社事業損失引当金繰入額	7,160	-
その他	66	0
営業外費用合計	29,242	5,174
経常損失()	1,227,237	581,935
特別利益		
新株予約権戻入益	6,680	-
貸倒引当金戻入額	-	3 380,000
契約解約益	-	4 164,282
子会社清算益	-	5 15,537
特別利益合計	6,680	559,820
特別損失		
減損損失	40,370	-
投資有価証券評価損	-	3,112
特別損失合計	40,370	3,112
税引前当期純損失()	1,260,927	25,228
法人税、住民税及び事業税	4,170	4,553
法人税等調整額	22,459	-
法人税等合計	18,289	4,553
当期純損失()	1,242,638	29,782

売上原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)		当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
商品売上原価					
1. 期首商品たな卸高		2,355		9,206	
2. 当期商品仕入高		110,200		225,620	
合計		112,555		234,827	
3. 期末商品たな卸高		9,206		6,276	
当期商品売上原価		103,349	2.7	228,550	5.0
ロイヤリティ		67,769	1.7	54,521	1.2
労務費		118,152	3.0	86,144	1.9
経費		3,625,596	92.6	4,202,990	91.9
売上原価合計		3,914,867	100.0	4,572,207	100.0

(注) 経費の主な内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
放送関連費用	1,938,062千円	1,440,272千円
ファンクラブ関連費用	545,455	590,897
イベント関連費用	23,636	319,936
著作権等権利償却費	1,011,782	1,411,275
音楽制作関連費用	87,058	426,718

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	4,591,492	592,000	1,233,566	1,825,566	2,194,468	2,194,468
当期変動額						
新株の発行	1,377,916	1,377,916		1,377,916		
当期純損失（ ）					1,242,638	1,242,638
自己株式の取得						
合併による増加			9,953	9,953		
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）						
当期変動額合計	1,377,916	1,377,916	9,953	1,387,869	1,242,638	1,242,638
当期末残高	5,969,408	1,969,916	1,243,519	3,213,436	3,437,106	3,437,106

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	33,002	4,189,587	58,657	4,248,245
当期変動額				
新株の発行		2,755,833		2,755,833
当期純損失（ ）		1,242,638		1,242,638
自己株式の取得	61	61		61
合併による増加		9,953		9,953
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）			187,139	187,139
当期変動額合計	61	1,523,087	187,139	1,710,226
当期末残高	33,064	5,712,674	245,796	5,958,471

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	5,969,408	1,969,916	1,243,519	3,213,436	3,437,106	3,437,106
当期変動額						
新株の発行	72,561	72,561		72,561		
当期純損失()					29,782	29,782
自己株式の取得						
合併による増加						
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)						
当期変動額合計	72,561	72,561	-	72,561	29,782	29,782
当期末残高	6,041,970	2,042,478	1,243,519	3,285,997	3,466,889	3,466,889

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	33,064	5,712,674	245,796	5,958,471
当期変動額				
新株の発行		145,122		145,122
当期純損失()		29,782		29,782
自己株式の取得	6	6		6
合併による増加				
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)			91,769	91,769
当期変動額合計	6	115,334	91,769	207,103
当期末残高	33,070	5,828,008	337,566	6,165,575

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 番組勘定、コンテンツ事業権

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	30年～39年
工具、器具及び備品	3年～20年
車両運搬具	6年

(2) ソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、確定給付型の制度として複数事業主制度としての総合設立型の企業年金基金に加入しております。当該企業年金基金は、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

(コンテンツ事業権の評価)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

コンテンツ事業権 1,165,051千円、コンテンツ事業権評価損 80,510千円

(2) 財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

「連結財務諸表の注記事項(重要な会計上の見積り)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う会計上の見積りについて)

当事業年度において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、ライブ・イベントの開催を自粛しているため、当社の財政状態及び経営成績に与える業績悪化の影響が当初の想定を上回っております。

このような状況の下、新型コロナウイルス感染症が及ぼす影響が2022年12月期の一定期間にわたり継続するものと仮定し、会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束時期や経済活動への影響に関しては不確定要素が多く、翌事業年度の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
短期金銭債権	151,946千円	297,908千円
長期金銭債権	380,000	525,000
短期金銭債務	1,992,266	478,333

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
営業取引による取引高	426,855千円	1,415,016千円
営業取引以外の取引による取引高	-	6,645

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度12.5%、当事業年度13.7%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度87.5%、当事業年度86.3%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
役員報酬	75,550千円	86,000千円
給料及び手当	328,058	404,498
法定福利費	53,174	65,372
退職給付費用	8,491	21,772
地代家賃	95,000	176,993
支払手数料	531,812	443,082
減価償却費	50,134	10,067
貸倒引当金繰入額	6,341	7,272

3 貸倒引当金戻入額

当事業年度において、当社連結子会社である株式会社エブリシングジャパンの債務超過解消に伴い、同社に対する貸倒引当金を戻入れたことによるものであります。

4 契約解約益

当事業年度において、当社が株式会社SMEJ Plusより受託しておりましたエスエム・エンタテインメント所属アーティストのファンクラブサイトシステムの運営契約の解約によるものであります。

5 子会社清算益

当事業年度において、非連結子会社である株式会社DA Music及び株式会社DA Music Publishingを清算したことによるものであります。

(有価証券関係)

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式37,500千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式37,500千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	7,335千円	11,406千円
貸倒引当金繰入	150,415	31,832
繰越欠損金	1,067,214	944,942
投資有価証券評価損	190,548	191,501
関係会社株式評価損	90,513	86,532
商品評価損	24,046	16,886
放送権・販売化権評価損	51,253	19,450
年会費前受額	33,460	5,888
新株予約権	47,979	71,969
売掛金	-	23,424
買掛金	412,080	-
その他	6,501	13,321
繰延税金資産小計	2,081,349	1,417,155
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	1,067,214	944,942
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	499,033	453,473
評価性引当額	1,566,247	1,398,415
繰延税金資産合計	515,101	18,739
繰延税金負債		
売掛金	515,101	-
買掛金	-	18,739
繰延税金負債合計	515,101	18,739
繰延税金資産の純額(は負債)	-	-

2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度においては、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

(行使価額修正条項付新株予約権の取得及び消却)

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」をご参照ください。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区 分	資産の 種 類	当 期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 償 却 額	当 期 末 残 高	減 価 償 却 累 計 額
有 形 固 定 資 産	建物	2,297	-	-	307	1,990	2,285
	工具、器具及び備品	20,545	3,006	740	9,390	13,421	51,027
	車両運搬具	1,964	-	-	816	1,147	6,729
	土地	639	-	-	-	639	-
	リース資産	8,133	-	-	4,880	3,253	21,146
	計	33,580	3,006	740	15,394	20,452	81,189
無 形 固 定 資 産	ソフトウェア	51,344	96,473	1,040	24,657	122,119	85,218
	ソフトウェア仮勘定	1,270	-	1,270	-	-	-
	その他	2,643	1,017	-	368	3,292	700
	計	55,258	97,490	2,310	25,025	125,412	85,919

(注) 当期増加額のうち、主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品・・・パソコンおよびサーバー

3,006千円

ソフトウェア・・・KNTV+リニアサービス

78,482千円

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当 期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 末 残 高
貸倒引当金	491,233	1,109	388,382	103,960
関係会社事業損失引当金	7,160	-	7,160	-

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日、12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	毎年6月30日及び12月31日現在の100株以上所有する株主に対し、当社が開催するイベントへご招待いたします。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社の金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

第51期事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1)有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第50期）（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）2021年3月19日 関東財務局長に提出

(2)内部統制報告書及びその添付書類

2021年3月19日 関東財務局長に提出

(3)四半期報告書及び確認書

（第51期第1四半期）（自 2021年1月1日 至 2021年3月31日）2021年5月12日 関東財務局長に提出

（第51期第2四半期）（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）2021年8月11日 関東財務局長に提出

（第51期第3四半期）（自 2021年7月1日 至 2021年9月30日）2021年11月10日 関東財務局長に提出

(4)臨時報告書

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年3月18日

株式会社ストリームメディアコーポレーション

取締役会 御中

三優監査法人
東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 齋 藤 浩 史
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 畑 村 国 明
業 務 執 行 社 員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ストリームメディアコーポレーションの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ストリームメディアコーポレーション及び連結子会社の2021年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

コンテンツ事業権の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社ストリームメディアコーポレーションは、韓国ドラマやバラエティ等のコンテンツの放送権、配信権、商品化権等の諸権利を取得し、自社テレビ局における放送や国内関連企業に対する権利の許諾等を行っており、当該コンテンツの取得に要した費用を連結貸借対照表にコンテンツ事業権として計上している。当連結会計年度の連結貸借対照表において、コンテンツ事業権1,165,051千円が計上されており、総資産の9.5%を占めている。</p> <p>(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4.(1)イに記載のとおり、コンテンツ事業権の貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。具体的には、(重要な会計上の見積り)に記載のとおり、当連結会計年度末において、コンテンツのタイトルごとに予測した将来収支に基づく回収可能額がコンテンツ事業権の簿価を下回っていると判断した場合には、帳簿価額と回収可能額の差額をコンテンツ事業権評価損として売上原価に計上しており、当連結会計年度において80,510千円のコンテンツ事業権評価損を計上している。なお回収可能額の見積りにおける主要な仮定は将来収支に含まれる予想売上高である。</p> <p>販売市場の動向に影響を受けることから、予想売上高の見積りは不確実性が高く、経営者の判断を必要とするものであるため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、株式会社ストリームメディアコーポレーションのコンテンツ事業権の評価における将来収支に含まれる予想売上高の見積りを検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価 コンテンツ事業権の評価に関連する内部統制の整備状況の有効性を評価した。</p> <p>(2)回収可能額の見積りの合理性の評価 ・過年度における予想売上高に基づく回収可能額の見積りとその後の実績とを比較し、差異原因について検討することで、経営者による見積りの精度を評価した。 ・回収可能額の見積りにおける主要な仮定である予想売上高の根拠と達成見込みについて、経営者と協議し、検討した。 ・予想売上高については過去に取得したタイトルの趨勢と比較を行い、乖離が大きい場合にはその理由について経営者に質問を実施し、検討した。</p>

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対し

て除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ストリームメディアコーポレーションの2021年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ストリームメディアコーポレーションが2021年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2．XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年3月18日

株式会社ストリームメディアコーポレーション

取締役会 御中

三優監査法人
東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 齋 藤 浩 史
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 畑 村 国 明
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ストリームメディアコーポレーションの2021年1月1日から2021年12月31日までの第51期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ストリームメディアコーポレーションの2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

(コンテンツ事業権の評価)

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「コンテンツ事業権の評価」と同一内容であるため、記載を省略している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象に含まれていません。